

令和元年第3回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

令和元年 9月11日(水曜日) 午前9時30分開議

第17 一般質問

第6 議案第46号 訓子府町認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第44号 令和元年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)について

第8 議案第45号 訓子府町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第47号 定住自立圏形成協定の締結について

第10 議案第48号 財産の処分について

追加日程第1

報告第12号 専決処分の報告について

追加日程第2

意見書案第3号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める要望意見書

追加日程第3

意見書案第4号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める要望意見書

追加日程第4

意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

○出席議員（10名）

1番	須河	徹	君	2番	泉	愉	美	君			
3番	工藤	弘	喜	君	4番	谷	口	武	彦	君	
5番	河端	芳	恵	君	6番	西	森	信	夫	君	
7番	山田	日出	夫	君	8番	余	湖	龍	三	君	
9番	仁木	義	人	君	10番	西	山	由	美	子	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊	池	一	春	君
副町	長	森	谷	清	和	君
総務課	長	伊	田		彰	君
企画財政課	長	篠	田	康	行	君
町民課	長	元	谷	隆	人	君
福祉保健課	長	谷	方	幸	子	君
福祉保健課業務監		今	田	朝	幸	君
農林商工課長・農業委員会事務局長		遠	藤	琢	磨	君
農林商工課業務監		大	里	孝	生	君
建設課	長	渡	辺	克	人	君
上下水道課	長	原	口	周	司	君
元気なまちづくり推進室長		坂	井	毅	史	君
会計管理者		山	内	啓	伸	君
教育委員会教育長		林		秀	貴	君
管理課	長	森	谷		勇	君
子ども未来課	長	山	本	正	徳	君
社会教育課	長	高	橋		治	君
図書館	長	山	田	洋	通	君
監査委員		平	塚	晴	康	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	八	楸	光	邦	君
議会事務局	係長	吉	村	章	子	君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、坂本農業委員会会長および森下選挙管理委員会委員長から本日から本定例会中、欠席する旨の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎議会運営委員長の報告

○議長（須河 徹君） ここで、議会運営委員長から、今後の議会運営について、報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（西森信夫君） それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会から、ご報告を申し上げます。

本日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加の議件の取り扱いについて、協議をいたしました。

議件につきましては、既に皆さまのお手元に配布されておりますとおり、報告第12号 専決処分の報告についての1件であります。

議会運営委員会で協議しました結果、本定例会の日程に追加することに決定いたしました。

なお、追加報告につきましては、日程第10、議案第48号 財産の処分についての採決の後、追加日程第1として、報告を受けることといたします。

以上のとおり、議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（須河 徹君） ご苦労さまでした。

◎日程の追加

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告がありましたとおり、今定例会に追加報告として、報告第12号 専決処分の報告についてを追加日程第1とし、日程に追加したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、この際、報告第12号を追加日程第1とし、日程に追加することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第17、昨日に引き続き一般質問を継続いたします。

9番、仁木義人君の発言を許します。

仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 通告書に従って、商工業の振興策について、質問します。

商店街は町の顔とも言われ、商店街は活気があり、元気でなければならないと考えますが、ここ数年、事業主の高齢化や後継者不在のための閉店、経営不振による廃業が後を絶ちません。

また、以前より続いている北見市への消費者の流出、インターネットショッピングの利用拡大などの時代の変化により、商店街はより厳しい状況が続いております。

本年度の町政執行方針の「町政執行に臨む重点施策」の1点目に「商工業振興などの緊急課題解決の推進」とあるように、町としても商工業の振興に何らかの早急な対策が必要と考えます。

そこで、次の点について伺います。

一つ、今後の商工業、商店街振興の町の考えは。

二つ、本年7月に設置された「元気なまちづくり推進室」の設置目的と、その中の「商店街振興係」の具体的な役割は。

三つ、観光・食・物産販売と町内商業の関係は切れない関係と考えられるが、物産販売や食を絡めた道の駅のような物産館の考えは。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「商工業の振興策」について、3点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

まず1点目に「今後の商工業、商店街振興の町の考え方は」とのお尋ねがございました。

私の4期目の重点施策の中にも商工業、商店街振興を最重点課題として位置付けております。今後の訓子府町を考えた時に賑わいのある商店街づくりが不可欠と考えております。

商工業の振興については、昨年度まで実施していた「住環境リフォーム事業」をリセットし、今年度新たに事業を行うことで、商工業者の受注機会の増加と商品券による町内消費の拡大に繋がっているものと考えております。

商店街振興については、喫緊の課題である経営者の高齢化や後継者不足による空き店舗や不足業種の解消のほか、消費の町外流出に歯止めをかけることを目的とした「店舗出店等支援事業」と「店舗改修事業」による支援をするとともに、昨年度制定した「中小企業・小規模企業基本条例」に基づく「中小企業・小規模企業振興基本計画」を今年度中に策定し、商店街の現状把握や、どのような施策が必要かなどを行政、商工会、商工業者および関係機関が十分協議し、商工業、新しい商店街の振興に努めてまいります。

2点目に「本年7月に設置された元気なまちづくり推進室の設置目的と、その中の商店街振興係の具体的な役割は」とのお尋ねがございました。

「元気なまちづくり推進室」については、人口減少対策、商工業振興などの緊急課題解決の推進に取り組むため設置しました。

稼ぎや仕事づくりなどを含めた総合戦略の着実な推進、空き家対策、商工業・商店街振興、移住・定住対策、交流・関係人口の拡大などの地域おこしを推進することが主な役割となります。

「商店街振興係」については、このうち商工業・商店街振興が役割となっており、具体的には、空き店舗対策、店舗出店等支援事業や店舗改修事業、住環境リフォーム事業、商店街活性化推進対策、中小企業・小規模企業振興条例に基づく商店街振興等を担うこととなります。

3点目に「物産販売や食を絡めた道の駅のような物産館の考え方は」とのお尋ねがありました。

道の駅は、24時間無料で利用できる駐車場・トイレといった休憩機能、道路および地域に関する情報発信機能、文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域連携機能を併せ持つものとして平成5年に始まり、令和元年6月時点で全国で1,160の駅が登録されています。

最近では、道の駅巡りやキャンピングカーの普及により道の駅の利用者が増えており、運営する側も、利用者の多様なニーズを取り入れ、個性豊かなサービスを提供することで、高い経済効果を生み出している事例もあり、所管する国土交通省では、経済の好循環を地方に行き渡らせる成長戦略の強力なツールと位置付け、全国モデルや重点的に支援する「道の駅」を選定しています。

本町において農業者や商工業者の方々が付加価値向上のために、これまで商品開発や各種イベントなどに取り組んでこられたことは認識しているところです。

道の駅の設置主体のほとんどは行政ですが、同時に地域に利益をもたらすために消費者がわざわざ行きたいと思えるような運営をしなければならず、その運営こそが非常に重要な鍵となってきています。道の駅なのか物産館なのか、いずれにしてもその設置運営についての基本は行政主導ではなく、住民主体でなければ長続きしないと考えているところです。

何をコンセプトにするのか、集客方法や満足度をどう高めるかなどソフト面での議論が最も重要であり、専門家によるマーケティングも必要となってくると考えますし、戦略的なものが明確にならない限り、安易に設置するという判断にはならないと考えております。

今後において、それらを検討する何らかの組織が必要であり、どのような組織が望ましいか今後検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上、お尋ねがありました3点について、お答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 町長の答弁に対しまして、再質問させていただきます。

まず、商店街の振興につきましてですが、1997年にはじまり、2002年に完成した商店街近代化事業ですが、完成より約17年が経ち、高度化の資金を利用した事業者の方も償還が終了したところではありますが、菊池町長は当時街並み近代化のご担当でもあり、かなりのご苦労などもあったとお聞きしておりますが、近代化事業を終えて、町はどう感じ、どう捉えて、この先、どう考えていますか。町長お願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご指摘のとおり平成の5年から平成13年度まで約8年間この事業に携わらせていただきました。昭和30年代の繁栄する商店街、町と違って非常に厳しい状況の商店街をどのようにしていくかということで、平成元年の時に商工会を中心とし

て近代化事業の計画を立ち上げたところでございますけれども、実際には一つは道路の拡幅によって補償金を中心とした自己資金を確保しながら店舗を改造するという極めて困難を要する事業であったと思っております。すなわち9mあった幅員を10.5mにする。そしてそれで店舗の部分を取り壊し、そして補償された金額を自己資金のほとんどにするというものでありますから、まずは北海道を中心とするこういった事業に対して働きをかけていかなければならないということが前提のものでありました。一方で商店街が過去5年間の経営を自らが評価し、そして向こう10年間の経営戦略を自らが立ち上げるということを、この二つの柱がやっぱりこの事業の中心だったのではないかと思います。多くの方から賛成意見もありましたけど、一方ではこれだけの金をかける意味があるかどうかという批判もありましたけれども、当時の町政は私に街並み推進室長として、この非常に難題の事業を成し遂げよという指示がございまして、平成5年に私は担当いたしました。で、道路もさることながら、商店街の方々の非常にやっぱり意識の甘さ、これが気になりました。それは補償金を充てにするという事は、現実的にはやっぱり理解できる問題ではありますけれども、自らの経営をどう立て直し、どう発展させていくかというビジョンが非常に難しい局面でありましたし、それから元々商工の人たちというのは、商店街協同組合を主体とする組合活動というのは不慣れでございました。みんなで手を取り合っただけを進めていくということの難しさというのは私は痛切に感じておりましたし、難しいことがあったら、やっぱり政治家に依存するという体質も持っておりましたから、私はイベントと政治家頼りの商店街から自らがやっぱり経営を立て直していく、戦略を立てる、その上で共同購入や共同仕入れ等をやっていかなければならないというふうに私は思いましたけれども、非常に困難に立ち向かいましたけれども、多くの方のご努力によって、完成をするに至りました。今思うとそれは15年よく持ったという感じも率直に言わせていただいておりますけれども、もう一つはやっぱり個人の経営戦略、これ商工指導センターが指導員といいましょうかね、方が指導していましたが、やっぱりまだまだ厳しく、そして個々の経営にやっぱりメスを入れていくということがやっていたんじゃないかという反省点は私自身も持っておりますので、その点でいくと、私自身が果たしてきた、また職員たちが果たしてきた役割というのも、まだ不自由分だったんでないかと。しかし、いずれにしても商店街は新たなリニューアルを終えて、電線の地中化もできて、おそらく50億円以上の投資を国、北海道、市町村も含めて、そして私自身は芽室町の先進的な事例を取り入れて、リニューアルすることによるセットバックや車いすが入れる店舗の開口、それから洋式トイレを導入する。そして一斉に点灯させる電灯をみんなと一緒に作り上げる。そして街路樹は選定の結果、カツラとサンナシという街路樹を入れながら商店街がにぎわいと交流ができるサロントウニングガーデンといいましょうかね、そういったものを行ったというふうに思っています。しかし、あれから15年ほど経ちましたけれども、果たして状況は大変私が描いていた以上に厳しいものがありますし、それはもろに個々の店屋が、そして商店街がやっぱり今、その厳しい状況にさらされているんじゃないかなというふうに思います。だからこそこれからの質問にも出ると思いますが、今こそ商店街を主体とする商工業者が主体とする町を上げての取り組みが必要なんじゃないかなと考えているところです。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 商店街の今の現状も経緯もそうですけども、来月になり増税ということで8%から10%に上がり、消費者の方々の財布のひもが固くなる少なからずも消費が冷え込むと考えられます。昨今ではカードやスマートフォンを使用したキャッシュレス決済化がどんどん主流になり、経済産業省ではキャッシュレス消費者還元事業を行い、キャッシュレス決済をした消費者にポイントを還元する支援を補助しております。町内にはカードに現金をチャージして利用できるプリペイド機能付きカードのオホーツクカードが利用されていますが、キャッシュレス化の促進と商店街の買い物促進のためにオホーツクカードのプリペイド支払をされた消費者の方にポイント還元などを行う補助の考えは町としてはありますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） ただいま、オホーツクカードのプリペイドによるキャッシュレスの決済ということでしたけども、現在そのような事業としては考えておりません。ただ、消費税の増税に関しましては、非課税者と3歳未満の子育て世帯ですけども、国でやっている増税対策として商品券の販売を10月1日から行う予定となっております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 本町もやはりキャッシュレス化を進めることによって、若い方々の町内での買い物の消費離れというのがどうしてもやはり大きい重要なポイントになっているかと感じますので、もちろん補助があるから、町からの補助があるからやるという考えはもちろん正しいものだけではないと思いますけども、何かこう増税対策じゃないですし、キャッシュレスがどこまでという部分はもちろんありますけれども、何かこう若い方も町で買い物をするというような、何かこうポイントになるようなものが考えていただけたらと、もちろん商店街の事業主の方の努力というのが、もちろん、先ほどの町長のお話の中でもありましたけれども、もちろん行政に頼って商売をやるっていう考えってのはもちろんなく、もちろん事業主の方が努力がもちろんですので、何かこうきっかけですとか、何かこう手助けっていう部分での町としての補助という形もとっていただければ少しでも商店街や商工業の方々たちも助かるのではと考えます。買い物についてなんですけども、約7年前に商工会青年部で買い物の何に不便を感じるかなどのアンケートを行い、当時、状況を調べたんですけれども、あれから7年経ち、本町にもスーパーやホームセンターの開店、十勝オホーツク自動車道の開通、またインターネットショッピングの市場の拡大など、大きく買い物環境が変わり、また町として今一度買い物についてのアンケートなどを行い、現状の把握を行い、対策を行う考えはありますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今後の対応ですけども、先ほど町長の方から答弁もございましたけども、昨年度、中小企業・小規模企業基本条例というのを制定しております。この中で中小企業・小規模企業振興基本計画というのを今年度中に策定予定ですけども、その中では商店街の現状、十分把握するというので、それからどのような施策必要かということで町と商工会、商工業者で計画の委員会、名前ちょっと今、適切かどうかわかんないですけども、委員会を立ち上げてそれらのことについて十分協議して計画を立てていきたいと思っております。で、基本計画ですけども、基本計画だけでは実際にこう

具体的にどういうことをやるかということになってきてると思いますので、その中ではその推進に当たり、より具体的な実施計画というのを策定する予定でございます。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） ただいま、坂井室長の方からお話があったとおりに新しい、そのまちづくり推進室を立ち上げて、もちろん買い物に対する部分ですとか、商工業のこれからについて、いろいろお話、振興について考えていただけるというお話でしたけれども、実際にこれからのお話で決まっていなかった部分も大きいと思うんですけども、その委員会を例えば設置するに当たっては、町の商工業の方ともちろん行政の方と例えば消費者の方ですとか、何かそういう形としては、少し進んでいるのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今、委員会の構成員ということでお話いただいたんですけども、今、考えているのは、商工の商工会、それから町、あと中小、小規模の事業者、それから、これから就職される方、新規で学校を卒業される方も多くいらっしゃると思いますので、学校の関係者も委員として要請したいと思っています。それからあと金融の方の関係者を予定しております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） ぜひ、委員会立ち上げの際にはですね、いろいろ今、室長の方からお話あったとおりに、いろいろな方々の方向からみた意見というものをたくさん集めて、実際のこの事業されている生の声を聞くということのももちろん一番大事だと思いますので、ぜひ委員会に向けて、設置に向けてですね、進めていただきたいのと、先ほど私の質問の中でのアンケートについてなんですけども、もちろんアンケートが全ていいって訳では、もちろんないですし、ただ消費者の方々にこう事細かく幅広くいろいろ聞くっていうのは、答えてもらえる、答えてもらえないというのがたくさんありますけども、実際にはやっぱりアンケートっていう部分がこう消費者の方、正直に、記名、無記名とか、アンケート方法については、また別ですけども、実際にやはりアンケートで消費者の声っていうのを聞くっていうのが、先ほど申し上げたとおり7年前に商工会青年部でアンケートをとった時に、実際に我々が考えていた答えが、勝手になんですけども、こういうふうな答えが多いんだろうなと思ったんですけども、実際にとってみると、思った答えよりか、全然パーセントが高かったり低かったりっていうのがあったので、それが7年経った時に、例えば車がなくなったとか、高齢者の車の問題があって、運転ができなくなったとか、いろいろな部分での環境が変わってきているので、ぜひアンケートっていう部分がもし取れたらお願いしたいのと、もしもう一つ、その消費者だけじゃなく、その商工業者にも実際、今の悩みがどうなのかとか、何かこう意見はないかとか、もちろんそういうような悩みというのも取れるようなアンケートも、もし行えるなら同時に取っていただければありがたいと思いますし、いい情報源にはなるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

また、続きまして、それと今回のまちづくりの推進室の役割で町長の答弁の中にもありましたとおりに、まちづくり推進室の役割っていうのがたくさんあり、これからのまちづくりに対して大いに大変役に立つ形になると思いますけども、ぜひ窓口がただ変わっただけっていうだけになってしまったら、もちろんやる意味もないと思いますので、ぜひですね、大変かと思うんですけども、推進室の方ですね、ぜひ町のため、また町民の方のためにも

ですね、活躍できるような推進室になっていただければと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、仁木議員がおっしゃっていることというのは、まったくそのとおりと。町民全体のアンケートのみならず、商工業者の思いをちゃんと受け止めなさいということについても同感であります。これは7年前に関わらず、北海学園大学の経済学部の協力を得て、全町的な調査をしたこともございました。大体結果として出てくるのは予想どおりというか、大変厳しいものでありました。商店街経営者の姿勢の問題、それからもっと商品を、あるいは販売、購買活動を積極的に打って出るぐらいのことができないのかとかですね、あるいはまたこの町にいたら買い物があまりできないということで北見に出てしまうとか、それは大変な意義があるものでしたけれども、それをどう受け止めるかということについては、やっぱりこれからのこの基本計画が作るに当たっては重要な柱だろうなというふうに思っておりますので、できるだけ早く、それらを実施していきたいと。今、7月に異動して、7月、8月、9月に入ってきましたけれども、当座やっているのは、前の担当が分かれていたところを一つにして、それを現実的に消化していく。そして数多多いやってくる方々に対する対応に追われていますから、まだ推進室を見てますと、まだまだ期待に応えられるような状況ではないし、まだ机の前に座っているだけの仕事になっておりますから、これはやっぱりですね、今後に向けて解決していかなくちゃならないというふうに思います。

もう1点、オホーツクカード、私も愛用者の1人です。これが当時、生田原と斜里と訓子府町だというのが、斜里もやめた、訓子府だけになった、この総括をどうするのかと。そしてこのカードシステムが換金なんかも含めて実行できるようなものためにはどうするのかと。一時には補助金がなければ、このカードの入れ替えの機械ができないとか、いろんなことありますけれども、まずはカードのメロンスタンプから始まった、このカードをちゃんと総括すべきだと私は思っています。今もう例えば、これセブンイレブンのカードです。これでもうお金を入れて、これで物を買物するということがもうできていますし、それからVISAとかJCBのですね、そういったカードがですね現金できる。それから住民基本カードを入れると、例えば住民票だけではなくてですね、いろいろな買い物なんかもできたり、手続きができるという時代になってきている。で、もうそういう点では、議員のおっしゃるとおりキャッシュレスの問題に世代を超えて、高齢者の我々の世代でもそういったことが、まがりなりにも対応できるようになってきた。こういったことを含めたですね、戦略を新たに組み替えていくというか、作り変えていくということは大事だっというふうに私は思っていますので、そのために、そしてより商店街、商工業者の中に入り込む、私がまちなみ推進室長になった企画財政課の時から、自分でアンケートを作って、1軒、1軒の商工業者を訪ねる、そして意識を把握する、そして何を期待しているかということですね、本当に辛い時期でしたけども、やらせていただきました。私は今の職員の方々がそこまでできるかどうかはわかりませんが、期待しています。ですから、それは単独で元気な推進室だけでやろうなんて思わなくていいから、何だったら商工会の皆さんの委員の皆さんと一緒に歩くぐらいでも私は構わないし、そういった現実を打破していくという力強いアピール、パワーがやっぱり必要なんじゃないのかと思います。最近、くんねっぷ大作戦とかですね、商工青年部のビールパーティとかですね、いろんな

方々がいろんなことをやってきています。私はそれらの中心になっているメンバーの人たちがですね、やっぱりもう我々の世代ではない。30代、40代の人が一括団結して町を作っていくというパワーがほしいというふうに思っていますので、直接町長がそこで、委員会で出る訳にいかないでしょうけども、ぜひですね、行政に気合をかけるぐらいの意気込みで頑張っていたいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 今、町長のお話の中にもあったとおりですね、私の質問のとおりですね、質問にもあった中ですが、やはりキャッシュレス化という部分は本町でもやはり当然必要な部分になりますし、やはり大手のスーパーですとか、他のチェーン店ですとか、コンビニっていうのがもう当たり前に使われて、若い人たちもそうですし、先ほど話したとおりオホーツクカードで訓子府の場合はプリペイドっていう部分の機能がありますので、それは他の町よりもプリペイドを利用しているっていうのは本町は金額的にも大きいので、馴染みはやはり結構町民の皆さんにもあると思うので、そういう部分で町長はお話したとおり世代を超えてですね、支払方ですとか、キャッシュレス化っていう部分は進んでいかないと、どんどんおいていかれるのかなと思いますので、ぜひその辺のご理解もぜひしていただければと思います。

別なちょっと再質問になるんですけども、町内の行政が管轄している各施設や庁舎内で使用する備品や新しい施設などを建てた時、ここ数年で言いますとスポーツセンターやこども園や青少年の会館などに設置する備品の購入をする時、どのように購入先を決めて購入をしているのでしょうか。またもちろん町内を優先して購入しているとは思いますが、町内以外で購入される場合、どのような時に町外やその他の方法で購入になるのか、何かルールですとかあるのでしょうか、その新しい施設だけじゃなく、普段の備品につきましてもお願いします。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 備品の物品の購入に関してはですね、その物にもよりますが、入札参加資格申請を出されている業者ですとか、あるいは物によってはですね、過去に取り扱いの、役場との取引の実績のある事業者、そして物品の確かな納品が期待できるというようなこともありますので、そういったことで事業者の方を選定させていただいております。

また、競争原理働かすためにですね、やはり町内業者、それから場合によっては町外業者の方も入れた中で見積合わせですとか、入札等を行っているという状況になっております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 例えば、先ほど申し上げたように大きい例えば施設が建つ時には、もちろん副町長おっしゃったとおり、多分、入札っていう形で一つずつの単品で注文っていうのも、もちろんまとめて納品という形にはなるので、入札ですとかなると思うんですけど、何かこう普段の備品を購入する時に何かこれが足りないって、そうなった時におっしゃったとおり町内で今までの実績ですとか、取り扱い商品がっていう部分にはなると思うんですけど、逆に何かこう町内に頼みづらいとか、何かこうどうしてもよそに買い物してしまうっていうような、逆に何かなくなってしまふような理由というのはありますか。

- 議長（須河 徹君） 副町長。
- 副町長（森谷清和君） 特にそういったことはございません。
- 議長（須河 徹君） 仁木義人君。
- 9番（仁木義人君） でしたら例えば一つの商品を買おうとした時に、この商品はどこで、どこの何だか商店ならあるよね、ちょっと電話して問い合わせしてみようとか、そういうような購入方法になるんでしょうか。
- 議長（須河 徹君） 副町長。
- 副町長（森谷清和君） 納品時期が緊急を要するですとか、そういった場合については1社で発注するという場合もございます。
- 議長（須河 徹君） 仁木義人君。
- 9番（仁木義人君） 先ほどから町長の答弁の中でもあったとおり、町内でなかなか購入できる商品っていうのが、こう片寄ってという言い方はちょっと偏見がありますけども、いろいろこう狭くなってきたこの中で、やはりどうしても少しでもいいですか、町内でのその購入っていうのが事業者にとってはかなり、もちろんありがたいですし、売り上げにつながるという部分もありますので、何かこう、先ほど質問した理由としましては、やっぱりこう何か行政としても注文しづらい何か理由があるのかなと、ではなく、そういうのが特になければ、やはり商店ですとか、この商品はこう、こういうカテゴリーの商品はどこどこ商店っていうような、何かこうもちろん過去の流れがあるんでしょうけど、できるだけこう、もちろん町内で買い物していただきたいというのが、この質問の理由になりまして、例えば、これから何かを購入する時に訓子府では買えないだろうっていう部分で町外ですとか他の例えばインターネットですとか、そういう部分で購入するっていう流れになるのではなく、何か一つですね、商工会なのか企業なのかわからないですけど、一つ一つ手間にはなると思うんですけど、できるだけ町内で買い物につながるような、何かこう考えですとかにつながっていただければと思います。いかがでしょうか。
- 議長（須河 徹君） 町長。
- 町長（菊池一春君） 各課の職員はですね、まず地元優先っていうことを徹底していますので、地元にあるのに他の町の商店に頼むなんてことはまずあり得ない。ただし、ない場合については、他から取り寄せるということもありますけど、まずインターネットやそんなことで注文するなんてことは、私自身は聞いたこともないですし、まずない。
- それから今、シティが出ています。かなりのものがあそこにはあります。そうすると地元の商店よりもシティを優先にするかどうかって問題もあります。これはまずは地元にあるものは地元の商店を優先をして、ないものについてはシティもということの考え方でいきますから、とにかく地元優先っていうことを、それは他から買った方が安いってことも明らかだと。しかし、だけどやっぱり地域振興とかいろいろ考えていくと地元商店、学校給食なんかもその最たるもんでないでしょうか。さらにまたお菓子屋さんがなくなりましたよ、だから菓子を買うの、この間の敬老祭で赤飯とまんじゅう、お菓子どうするかって、もうすかさずそういうことで困る訳です。それが即シティに頼んでいいのかどうかってことがありますから、地元の一部の業者にご協力いただいたようですけども、赤飯を急遽作っていただいたり、隣の町からお菓子を詰め合わせにして出してもらったりって、とりあえず急遽そういう対応をしてくれているということですけども、やっぱり地元優先があるか

らこそ、そういったことを大事にしているのではないかと。さらにまたじゃあ菓子屋がなければいいのかと、これはまあ地元のお土産を買うものがない。まだ49日も終わってませんから、商工会長と今話しているのは、あらためてあの後の、みやげさんも羽前屋さんもありましたけれども、これらについての今後どうするかっていうことをですね、やっぱり業界によってやっていかなきゃならないことではないのかなというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 今、町内でももちろん優先して買い物をしていただける。そしてですね、何かそういう必要になった部分ではもちろん町内で購入して、一つの業種がなくなった場合もどうしていくかというような、対応は町の方でも考えていただけてるということをお聞きできましたので、次の再質問に進みたいと思います。

質問の中の道の駅のような物産館の考えはという内容の中で、町内でのその消費金額は前段でもお話をさせていただいたとおり北見市への流出ですとか、ネットショッピングの利用拡大など、人口減少により、まだまだ売り上げ減少につながって、厳しくなると考えられますが、そうなる町内だけじゃなく、町外からの売り上げの確保も考えないといけなくなるので、町外の消費者を訓子府に取り込めるような、観光、食、物産品の販売とPRをできる物産館、道の駅のようなものを考えはということの質問だったんですけども、町長の中でやはり道の駅となるといろいろな24時間で利用できるトイレですとか駐車場とか、いろいろな部分が難しい問題も出てくると思うんですけども、何かこうこの物産館っていうのは、もちろん訓子府の豊かな野菜ですとか、物産品を販売する。そして町のことをPRするっていうだけではなく、そのことによって町外から町に来て、それで商店街にも人が少しでもですね、来て、して例えば町でそのまま食事をしたり、訓子府のものを買っただけっていうような最初の質問の方の町内での買い物っていう部分にもつながる意味での質問だったんですけど、このようなどこ含めてですね、もう一度お願いいたします。

○議長（須河 徹君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（大里孝生君） 今、お尋ねのあったことですが、道の駅とか物産館を考えていく上で、道の駅だったら国土交通省の補助のもと、決まりきったパッケージもののものをある程度建てると。物産館っていうことだったら使い分けておまして、一応自由度の高いっていうことで私の方は理解しております。いかに物を売っていくっていうのも、ちょっと二通り考え方があって感じておまして、うちの町のものをまち場の人に売っていくっていう考え方なのか、先ほど議員がおっしゃられた外の方を取り込むということで町の魅力をもっと外の人たちに訴えていくというような考え方、どちらの方向性でいくのかということもまだ定まっていないというような実態にあります。まずあとそこら辺を考えていく上で大事なものが、先ほど農産物の話が一つ事例として出されておりましたが、うちの町で直売所というところで構えておるところ、私の知っている限りでは常設でやっているところは1か所、不定期、不定期とはいいませんけども、週1とかそういったところで構えているのは2か所ほどということで認識しております。で、そういったものを外の方を引っ張るために出していくとなれば、どこの町の事例みても、ちょっと伺っても、もっとたくさんの方々がそういった野菜類とかを作っただけで、定期的に出していただけるっていう地盤がないと、なかなかちょっとその検討が難しいと。

今のところ思っています。だからそのことを含めて、今後、ソフト面って先ほど答弁にありましたけども、もうちょっとそういった部分がないと、いざやってみようっていった時に、物がなくて話になっていきますし、企画倒れになってしまいますので、そのことを今後ちょっと重点的に進めていかなければならないと思っていますし、レストランっていうことであっても、やっぱりやってくれる人、行政でレストランって話にはなかなか採算も取れないと思いますし、そういった部分、ちょっと総合的に考えて進めていかなければならないと今は感じております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 今、大里さんの方からお話、ご答弁いただいたとおり、私も本当にそのとおりだと思います。どこのやはり道の駅をみたり、利用させていただいても、やはり特産品ですとか、物産品というのはやはりたくさんあって、いろいろ選べるってのがもう大前提だと思いますし、それに理解していただいて、物産品を作っていたり、今あるものを卸していただいたり、農家の方々の作ったものを並べていただけるってようなものをやっぱりある程度固まらないともちろん難しいと思います。そしてもう一つ、先ほど町内の方に買い物のお客さんが流れてくれるようになっていう部分がやはり物産館なり道の駅にしても普段、町民の方もやはり利用する、町外の方はもちろんですけども、町内の方も利用できるような施設にしないと、それこそ継続できないと思いますし、町にお金が落ちるってような部分の流れっていうのも難しいと思いますので、私の考えでもやっぱりそういうような思いを描いていました。そしてですね、この物産館っていう部分は先ほど町長のお話にもあったとおりですね、例えば一つの業種が、お菓子、菓子折りが買えないとか、やはりそういう部分にも、この物産館というのは、ただのお土産屋ってようなイメージではなく、もちろん町のPRする施設でもありますし、買い物もできるっていう施設でもあり、またですね、できれば今、町で各イベントっていうのは、あっちこっちでこう行われているんですけども、そういうイベントも本当であれば、一つできるような、土地的に難しいかもしれないですけど、そういうのも含めた何かこう物産館的なものをと、できればいいのかななんて自分で勝手な個人では思っていますけども、そういうものを含めていかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（大里孝生君） まず、建物的なものとかいうイメージがまだ固まっていないような段階なので、このようなことを申し上げるのちょっとあれなんですけども、まずそういったものを商店街の方とよく話して、で、町内の方に来てもらえるような、買い物ができるような機能も発揮できるような施設にしたいというようなことであって、はじめてそういったものにつながっていくのかなと思いますし、何でも行政がちょっと箱物を建てるということであつたら、またそこに関する維持管理経費っていうのは莫大にかかる訳です。町の財政っていうのもある訳ですから、そこら辺、慎重に考えなきゃならないし、最初はその辺のコンセプトがあまり定まらないのであればね、施設はどうあれ、ある程度簡素なものでも構わないのかなと。それは私個人の今の考え方をちょっと申し上げていきますけども、そういった上で段々、段々、その拡大とか、議論が煮詰まれば、ハードの本格的な投資に踏み込むべきなのかなと思いますし、どこの行政もバーンと億単位で素晴らしい施設を作っちゃって、中にはあとどうしようかっていうことも、たくさんもう

その辺も見て、議員も理解されていると思いますので、その辺をちょっともっと話し合ってからというようなことの段階になっていくのかなと思います。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 今回私の質問として、商工業、商店街の振興っていう部分につきまして、いろんな方法、そのキャッシュレスですとか、買い物をする環境が変わってきているという部分ですとかその物産館を町の中に集客するっていうようなものの一つとして、全体通して町の中の商店街ですとか、商工業っていうのが賑やかに賑わっていけばっていうのが今回の私の質問なんですけども、それも含めてですね、これからの商工業発展のために、これからどうするか、町長はどうお考えなのかっていうのを最後に聞いて、今回の質問を終了したいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 辛辣な答弁をさせていただいてますけども、例えば、シティが進出する時に商店街が危ないんじゃないのかという意見も一方でありました。シティの当時の店長も含めて、あるいは経営者も含めて、私は地元商店街と共存することができないかって話をさせていただきました。それは地元で生産したものの、あるいはまた販売しているものをシティでも売るといようなことで、お店から例えばお菓子なんかでもあそこに置いて、そして販売することで協力ができないかとかですね、こういう共存っていうこと含めて実施してきたという経過があります。それから例えばもぎたて市とかですね、今、日曜日に牧嶋さんたちがやっているああいうのもですね、これ最初の頃はですね、地元の店屋で扱っているネギやですね、ジャガイモやそういったものをそこで売るのはいかがなものかっていう、やっぱり商店街の人の深刻な声もあったのも事実ですから、こう考えていくと、そういった道の駅とか、あるいは物産館というのは非常に地元商店街との共存というのは極めて難しい課題を抱えながら、どういうふうを描いていくのかってことがこれから必要だっていうふうに私は思います。それから清里とかですね、十勝、あるいは東藻琴なんかもそうですけども、物産館、道の駅なんかみてますし、全国に行ったら必ず、今回長野にも行きましたし、広島、宮崎も行って、必ずそういったところに寄るようにしています。今、大里業務監がお話したとおり、どうやって順序立ててですね、これらの課題を解決していこうとするかというのはですね、これから問われていくんじゃないのか。私はどなたかの質問の同じような質問の中で今の駅舎というか、あそここのところの西側に確保しましょうかと。あるいはまた商店街近代化事業の時には、あそこにプールがありますけども、あそこに商工会を入れて物産館的なものを作りましょうかって話をしたことがありますけど、やっぱり自分たちが自らっていう点では、その時点ではまだまだ課題が多いということです。もう1点だけ言わせてもらいますと、今、私の執行方針の中等にも書かせていただきましたけども、今、いろんな方たちはいろんなことをやっていたい。例えば野菜と雑貨フェスタ、これは福野の女性がスタートして、そして野菜倶楽部やいろんな人たちが相乗りして1日間のパッケージみたいな感じでこうやっている。これは小物づくりやいろんなことも含めて、非常に可能性がある。で、柏丘の農家の方がパンづくりをやったりですね、いろいろこうやっている訳。それから農協女性部もさることながら、販売で言ったら4Hクラブのもちろんやっているし、そういう動きがですね、日常的にこう増えてきているというのは、逆に言うと大里業務監が言っているように、そのコンセプト

トをどう作っていくかという点ではね、大事な要素だというふうに思っていますので、この間も僕は行けませんでしたけど、消費協会の主催で北見の道の駅でなくて、あれは何だっけな、あそこの駅の近くでやって、いろんな何店か、うどんとかはちみちだとか、いろんなことをやっている。そういったことがどうやってやっぱり拡大し増やして、そして町内、町外の方々に利用されていくのかっていうことの道筋をもう1回全体として検討して立て直すということが本当に大事な時期だと思っていますので、ぜひですね、私の任期中にですね、見直しをつけられればいいなと思っています。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 今回、現在もそうですけども、商工業に対しましてですね、工業の皆さまにはリフォーム補助金ですとか、商店街には店舗改装ですとか、いろいろ補助金っていう形で町の方からもですね、いろいろ手厚い補助ですとかはありますけども、実際に今これからもですね、どんどん厳しくなるっていうこの状況で本当に商店街は本当に厳しい状況だと皆さん思います。これから今日の質問させていただいた中で、これから前向きにですね、まちづくり推進室もそうですし、そのやられる内容につきましても、これからですね、町の商店街、商工業が発展していくのに前向きな考えをお聞きできましたので、ぜひですね、期待したいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、終わります。

○議長（須河 徹君） 9番、仁木義人君の質問が終わりました。

ここで10時35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時35分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、8番、余湖龍三君の発言を許します。

余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。通告書に従い一般質問させていただきます。

消防行政の振興についてということで何点かお聞きします。

訓子府町のすべての住民の安心・安全・生命・財産を守るべく日々重要な活動を求められる消防行政は、今まで経験したことのない自然災害の危機、火災による出動、交通事故等による出動、年々増加する救急搬送など多岐にわたり、その重要性は日々増大の傾向にあります。

今後の消防行政の振興に対し何点かお伺いします。

一つ、訓子府消防団の現状と今後の団員確保・機能別消防団、特科隊設置、報酬などに対する考えを伺います。

二つ、消防支署の現在の勤務体制と今後の署員数の増員ならびに女性職員の配置の考えをお尋ねします。

三つ、老朽化の進む昭和43年建築の消防庁舎の新庁舎建設については、先の第2回定例会での執行方針において「新庁舎建設の具現化の検討」さらに予算案では「社会資本整備基金積立金」に消防庁舎積み立てとして5千万円を計上するなど、積極的な取り組みが

なされ、消防行政への思いが感じられるところです。現在の新庁舎建設の進捗状況ならびに建設費用の財源見込みについてお伺いします。

以上、お願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「消防行政の振興について」3点のお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

1点目に「訓子府消防団の現状と今後の団員確保・機能別消防団、特化隊設置、報酬などに対する考え」についてのお尋ねがございました。

訓子府消防団は、大正4年の私設消防組が組織されたのを始まりに先人のたゆまぬ努力と深い郷土愛護の精神により100年を超え、住民の安全、安心を支えてこられたことに敬意を表するところであります。

本町の消防団員は、現在93名が有事に備え、日夜活動をしています。決して充足している訳ではありませんので、将来に向かい、平成25年制定の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の趣旨も視野に入れ、議員が言われる機能別消防団や特科隊設置のほか、報酬等の検討も必要と考えています。

いずれにしましても、訓子府消防団が主体的に進めるところでございますので、訓子府消防団、北見地区消防組合消防署訓子府支署、町行政がより密接に連携した中で協議を進め、住民の生命、財産を守り、安全安心のまちづくりに努めてまいります。

次に、2点目に「消防支署の現在の勤務体制と今後の署員数の増員ならびに女性職員の配置の考え」についてのお尋ねがございました。

消防支署は、現在毎日勤務者が管理職2名、交代勤務者が12名、合わせて14名の職員で24時間対応している状況でございます。

交代勤務者は宿直と当直があり、24時間拘束者が宿直1名、当直3名の合計4名の勤務体制で運営しています。

昨年、訓子府支署において、消防学校研修、救急救命士の教育研修等に伴う職員不足の解消のため定数条例の改正があり、令和2年4月の15名体制に向け職員を募集しているところであります。

また、女性職員の配置につきましては、特性を生かした活動の必要性も感じていますので、今後の課題として捉えさせていただきます。

次に、3点目に「老朽化の進む昭和43年建築の消防庁舎の新庁舎建設について、現在の進捗状況ならびに建設費用の財源見込みについて」のお尋ねがございました。

消防庁舎建設につきましては、本年の第1回定例町議会で地域住民の生命、財産を守り、安全・安心を確保するための活動拠点として、極めて重要な役割を担い、建築から50年余りが経過し老朽化が著しいなど、公共建築物の建て替えを考えた場合に優先度の高い建物であると答弁をさせていただきました。

計画の進捗状況につきましては、現在調査、検討中にあり、具体的な案をお示しする段階には至っていないことをご理解いただきたいと思います。

また、建設財源の見込みにつきましては、令和元年度の制度では消防庁舎を対象とした直接的な補助金、交付金等は皆無の状況にあり、格納庫等、いわゆる消防自動車用車庫や機材庫等が過疎対策事業債の適用となることが明記されています。

そういったことから、社会資本整備基金への積み立ての増額を検討するとともに、消防庁舎建設に向けた補助金、交付金新制度の情報を収集し、財源確保につながるよう努めてまいります。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） ご返答ありがとうございます。つきましては、何点かの再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、消防団のこの質問をさせていただきましたけども、訓子府の消防団の定員というのは確か105名だったかなと思えますけども、それが今現在のところ、何名でしたっけ、少ない訳なんで、93名がいるということなんですけども、この現状というのは、消防団のことは消防団の方で考えるというようなことを返答の中にもありましたけども、現状としまして、この定員が少ない状態ということに対してどのようにお考えをお持ちでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、定員の関係のご質問いただきました。定員については、議員おっしゃるとおり現在105名ということで平成15年の改正時点で105名になってございます。現在93名、完全に105名を充足されていない状況でございます。そういった意味では、日夜というかですね、募集に団の方では努めているところではございますし、町としては、地方公務員法の部分も含めてですね、町の新人職員の団の加入について、現在進めているところがございますので、そういう意味では105というかですね、100ないし、105に向けて努力をしているところということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） これちょっと外れるというか、外れはしないと思うんですけども、私もよく消防の質問をさせていただくんですけども、これはちょっとお聞きしておこうかと思ったんですけど、役場、行政の総務の立場での今お答えだと思うんですけども、これは消防の問題の時に消防としての支署長、現場の課長クラスの支署長が出ないということに対しては、どのような意図があるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ちょっと質問で言っているのは、消防の支署長が答弁する側に、説明員になっていない、いないというのをどういうことかというふうに捉えていいですか。

これは最終的には議会と協議しなきゃならないことなんですけども、長年の歴史の中でですね、うちの町はどういう訳か消防支署長っていうのはもう何十年も入っていないです。私が訓子府に来てからも消防支署長が座っていたという記憶は、おぎ野さんぐらいまでかな、何かあまりないです。ただし置戸はある訳です。これからのことを考えていくと、今、座る席の問題ももちろんありますけども、やっぱり積極的に消防の支署長を説明員として加えるという状況を作って、私は個人的にいきたいと今思っていますけども、全体的な考え方の中でちょっと検討させてもらいたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 私も議員になってから、ずっと思っていたんですけども、よその町と違って、支署長はこの場にいないということに対しては、その質問があるかないかについては別としましても、ちょっと違和感を感じてましたので、今、町長のご返答の中で今後検討の課題ということなんで、ぜひお願いしたいなと思います。

そんな中で今、私が今、消防団の質問をしますと、総務課長が答えるという形になっていますんで、システム的にはそういうふうになっていますんで、それはそれでいいのかと思いますけども、本当に総務課長が消防団の中身、ましてや現場の消防団のことに対して的確に答えてくれるのかどうなのかっていうのが非常に心配な場面がありますんで、そこでお聞きいたします。私としては定員が少ないことに対しては、人口の関係もありますし、これ探すの日々、今までの幹部の方々も日々探してしまして、的確な募集の中でいろいろ出入りもありますけども、九十何名を維持しているということは非常に努力の成果じゃないかと思っています。ただ私はこれは消防団に対して意見を言うような形になるのかもしれないかもしれませんが、やはり今までやってきましたような一元的な消防団員としての募集の中では、やはり限度はあるのかなと。それはなぜかといいますと、やはり消防団に入るべき町民の方々のいろんな職場の関係ですとか仕事の関係上、やはり一律今までと同じような形の中での消防団員として登録して活動するということには非常に無理がある場面があるんじゃないかと思っています。そこでやはり機能別消防団ですとか、そういう必要性が生まれてくるんだと思うんですけども、もう一度お聞きします。今後の消防団の中、消防団員を募集する組織の構成上の中で消防の機能別消防団の必要性ですとか、特科隊、特科隊というのもよくわかっているのかどうかわかんないんですけども、そういうことに対しては、再度お聞きしますが、どのように考えます具体的には。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 前段、団のこと、あまりわからない、総務課が答弁することとていただいておりますけど、基本的には消防支署長の方と協議をした中で回答も含めてですね、出させていただいているということをご理解いただいた中で、全て団のことをわかっているかということ、そうではないということも含めてですね、ご理解をいただいた中で、現段階の部分でいきますと議員ご指摘の、まず機能別消防団、これについては、現在、団じゃなくて支署の方です。支署の考え方としては、定員が充足していない中でいくと基本的な団員としての募集をしていきたいということで回答をいただいております。加えて特科隊、これについては平成10年、設置を訓子府消防団でも実施してございます。平成20年の通信一元化に伴いまして、各消防支署からの応援が可能になったということで20年に廃止をしている状況、現在のところについては、これも団の考えによりますけども、支署としては、団の考えによるところだということで回答はいただいております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 機能別消防団の話から入りますと、これは職員については定年になった職員の方にやはり応援というか、どういう形になるかわかりませんが、何かの時にはお手伝い願うというような形をお願いしているのが現状にあるんじゃないかと思っておりますけども、私としては、団員の中の機能別ということで、機能別の一つの中にこの特科隊というのものもあるんじゃないかと思っております。確かに組合の関係の中で第一陣として訓子

府だけじゃなくて、組合の方から、訓子府でいえば、南ですかね、そこから一番近いので、そこからの消防車がまず来ますんでということもあって、特科隊が廃止されたのかなということも思いますけども、私もその当時は消防団員でしたので、やはり特科隊には入れてもらえませんでしたけども、やはりあの特科隊の組織というのは、非常に必要な組織だったんじゃないのかなというふうに感じます。やはり消防っていうのは、まず第一陣、第一陣、第一号っていうんですかね、まず現場に早急に詰めてもらうためには、やはり町の中のすぐ出れる方が多い地域にある方がいいですけども、段々それも少なくなっているような現状の中で、やはり責任感を持った中でサイレンが鳴った時にすぐ出てくれる仲間が、まず第一にいるということの必要性を非常に感じますので、やはりそういうことの必要性をもっと感じてほしいなと思います。それでもう一つ、この機能別の中には、ですからそういう、まず第一陣には出なきゃいけない消防団員も必要です。または第二陣でもいいから出てください。これもっと被害が大きくなったんで、やはりさらにそういう面で応援のために、第二陣、第三陣として出てもらわなきゃいけないという、そういう必要性というの、火災を経験してますと非常に立場的にありました。それでやはり一律消防団サイレンが鳴れば全員、九十何人に招集をかける、その中で、ぼやの時もあれば、物置だけで終わって短時間で終わる消火活動の時もあるし、これまた仮に2時間、3時間、一昼夜もかかるような火災の時もあります。これはやはり必要に応じて、現場に応じて、その団員の必要性というのは変わってくると思うんですよね、ですから、そこら辺を考えた中で、そういう第一陣、第二陣、第三陣的な消防団の団員募集ですとか、組織組みとか、さらに言えば、消防団というのは、団員というのは、北海道と内地、内地っていうか、本州からみますと、やはり消防団員の意識というのが違いますよね、私も四国の消防団、東北の消防団、そこら辺の方とお付き合いしまして、やはり地域を守るといって、町全体を守るといって意識の中での消防団員になっている方と、やはり北海道の消防団員の方というのは、やはりどうしてもそういう地域を守るボランティア的なことで、誘われたから入りましようかと、最近についてもそうですね、もう訓子府でも大先輩の頃はそんなことは違ったんだとは思いますが、やはり地域を守るといって意識の中であれしたんだと思いますけども、段々そういう意識というのは変わっていつているんじゃないかと思えます。そんな中で、私としては訓子府の消防団も、今、訓子府の消防団というのは町の中に1部、2部がありまして、3部というのが日出地区にある訳なんですけども、やはりこれを見てみると、やはりそういうボランティア精神とか消防に協力するんだというような気持ちは皆さんお持ちなんですけども、やはりその組織組みの中でどういう活動を重ねていくかによって、非常にそういうことに対する思い入れですとか、必要性を自分でどこまで感じるのかということ是非常に変わってくる場面があると思います。それでそういうことを元にしますと私は訓子府の本部っていうのも、もっと地域性に分けて、できることなら本当に東西南北、町の中も農家を含めた中で東西南北、中央とか、そういうような形の中で、そういうふうな方向性の仕組みをして、地域を、町を守るまではいなくても、自分が近所の地域だけは我々で頑張っていこうじゃないかというようなことをやると、要するに日出分団というのは、私は見ても非常に結束力があって、やはり一つの塊として非常に効率的に動くんじゃないかというような可能性を持っていますので、その消防団、そういう第一、第二、第三陣的な組織組みとか、そういう地域別な組織組みというのを非常によろしいんじゃない

いかと思うんですけども、そこら辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、消防団のあり方について、さまざまなご意見をいただきました。基本的には、この場で町長の口からも私の口からも含めてですけども、それに対する回答は少しできないかなというふうに思いますので、今、議員からいただいたご意見も含めてですね、支署に伝えまして、支署と消防団が連携した中で、そういった部分の協議をしてみたいというふうに思います。加えて、消防団、自らの地域は自らで守るということも少しボランティア的な部分含めてお言葉ございましたけども、そういった部分の教育も含めてですね、団の教育も含めて支署の方にお伝えしたいというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） そういう問題について、やはり消防団についても、こういう場所でやはり協議しなければいけない部分だと思ひまして、発言させていただいていますので、それはここに支署長はいませんし、現場の人間いませんので、ぜひとも支署と消防団との橋渡しということで総務課の方で頑張ってもらって、今後の方向性をきちんと考えていただきたいと思います。

それで消防団については、もう一つお聞きしたいんですけども、消防団員の年報酬、それと災害時の報酬というのは、これは訓子府町でも交付税として人数に合わせてきているもんだと思いますけども、そこら辺の事実確認をお願いします。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 地方交付税の基準財政需要額の中に消防費っていうのございまして、消防費全体でそういった意味では議員言われているところの措置額はされているというふうに聞いております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） そうですよ、消防署の中で人数割、現状の人数できているか、定員できているのか、組合を経由して人数把握をしているのか、ちょっとそこら辺は私はよくわかりませんが、ある程度、団員についても幹部についても災害時の7千円とあって、そういうのも実質きてるんじゃないかと思うんですけども、実際にはそれ以上の持ち出し的なものとして、消防団に対してはいかほどぐらにかかっているんでしょうか。私、予算書見てもそこまではちょっとわかりませんが、大体の感じでよろしいですけども。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ちょっと今、この場に予算書等々ございませぬので、後ほど回答させていただきたいと思ひます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 私は数字からみると大部分は結構いいとこ補填されているんで、町の持ち出しというのはそんなに害なものじゃないんじゃないかというふうに考えてはいます。その他にこれは人件費の問題ですから、そういうものではあれですけど、私はここでもう一つ報酬のことについても少し、今、団員については、年額報酬というのが役職によって、いろいろ違ってますけども、決まった金額を年報酬として支給し、さらには災害時に出た分に対しては出してきてるというのが現状なんですけども、やはり先ほど言い

ましたように、機能別とかっていうようなことを考えますと、やはりそういう役職、消防団の中でも必要に応じた報酬の違いというのは、団長、副団長とか、そういう幹部に対しての基本給が高いのはわかるんですけども、やはり出動時に対する、そういう特科隊ですとか、機能別の中で第一陣、第二陣とか重要な時に出なきゃいけないとか、そういう方に対しても、もちろん報酬のアップは願いたいんですけども、最低限の、これは組合で決まっているのかもしれませんが、やはり人員確保のためには、最低限の年報酬の引き上げというのも考えるべきじゃないかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、報酬の関係のご質問をいただきました。全国的に申し上げて、国の財政措置より低い報酬額が多いのではないかとということで、話題にはなっている部分でございます。経済的にみても、消防団員への報酬はほぼボランティアに近い部分があるかなというふうには言われているところでございます。ただ、この報酬自体は消防組合の条例で決まっている部分でございます。25年の法改正を受けて28年4月1日で、今言われている団員でいきますと、年報酬3万6千円で、災害出動が7千円、ここでいきますと、旧報酬から申し上げますと団員でいくと44%の増額、それと災害出動については56%の増額を28年時点では計上してございます。消防団員、北見地区消防組合の団員と含めてですね、同じ額で統一をしているという状況ですので、その辺についてはあらためてご理解をいただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） もちろん組合の中でやっていることですから、金額は同じということで了解はしているんですけども、やはりそれは北見、組合といいますと北見、常呂、端野、留辺蘂、置戸、訓子府ということになりますけども、やはり地域性というのは非常にあるんじゃないかと思っておりますので、基本的な報酬の部分で変えられなくても、いろいろな手当とか団に対する部会の応援ですとか、そういうような面でのいろいろな充実というのは今後考えていただきたいと思っております。要するに交付税の中で、今、課長が言ったような金額というのはきちんと3万数千円、災害時7千円というのは、一応補填されている形になっていますので、町としての独自のやはりもっとももっとそういうものに対する予算というのはみてもらってもいいんじゃないかと思っておりますので、団のことについては、そういうようなことを考えておりますので、ぜひとも支署ならびに消防団との協議の中で少しでも活動できる、活動しやすい消防団の、これからの方向性というのを検討していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それで二つ目の質問についてお願いいたします。

私は今、支署の人数ならびに状態をお聞きしました。管理者が2名、職員が12名、併せて14名、それで夜勤がありますので、これ夜勤については、じゃあ12名半分で6名、6名の夜勤が常態化しているということでよろしいですか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、夜勤の関係、再質問ございました。一問目の答弁書の中にもございますけども、基本的に24時間拘束者ということで、夜の部分については4人で宿直が1名と当直3名の体制で対応をしているところでございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） ということは、確認です。じゃあ今日の夜泊まるのは、泊まっている人は4人なんですか、夜中、24時間やっているのは。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 夕方5時30分から朝、翌朝午前8時45分までは4名の体制で対応してございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 24時間、毎日、毎日、火事がある訳でもないし、毎日、毎日、救急はあるんじゃないかと思えますけど、毎日、毎日、交通事故もないとは思いますが、やはり夜中にそれが固まるのかどうかということも、また別の話としましても、なかなか大変な仕事をしているんだなというふうに感じます。24時間、それが消防の仕事でございまして、やる方については、それを見越した中での強い意識を持った中での職業を選んだということで頑張ってもらえないのかなというふうに感じますが、当直3名っていいですね、救急車1台出しちゃいますと誰も人が残なくなっちゃう。そんな時にはきっと近くにいる人が何かあった時にはすぐ呼ばれる体制になるのかなと思えますけども、そういう場合っていうのは、本部から呼ぶんでしょうか。それともか、地元の訓子府支署の休んでいる人間を呼ぶ格好になるんでしょうか、いかがですか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ちょっとあの勤務体制の部分では、ちょっと内容的に私の方で把握できてない部分でございますので、基本的には、案件によりまして、救急の場合は2名出て行きますので、残り2名残る。それに加えて同時に火災が起きたり、事故が起きた場合については、ちょっと今、下で控えてございますので、後ほどご回答したいと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） いや、課長がだけど今言ったの救急車で2名行くって話をしたのは、それは違いますよね。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 失礼しました。ご訂正申し上げます。救急3名でございました。あわせて、交通事故等々の場合については、本部から全員のところにメールが入りまして、そこで署に入る方と現場に急行する者に分かれるということでございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） どっちにしろ本部から来る人間が間に合わない時にはどうしてもその当直でない人にも声をかける必要性があってかけるてというのが現状じゃないかと思っております。そんな中でそのようなことについてという訳じゃないですけども、そのようなことの中でまだまだいろいろ問題はあるのかと思えます。これ署員の増員ということに関しては、私はこれからの消防というのは、消防署というのは、消防団も然りですけども、消防署自体がやはりもっともっと人数的には増えてこなければ、いろいろなことに対応できないなど。先ほど課長の返答にありましたように、救急車に行く時は3名という話もありましたけども、今、事案によっては4名出動というのが普通になっております。そういうようなことを考えますと、どうしても救急だけでももっと人が必要じゃないかと。一朝有事の際には本当に、本当に先ほど出てきましたように、救急があつて、じゃあその

あと交通事故があった、火事があった、そういうのに対応すると、もちろん本部からの流れがあるから、それができるんでしょうけども、やはり時間的なことから考えますと、非常に辛い場面があると思います。それで今後の、そういうこと考えますと、やはり消防支署の職員数というのは、私はまだまだ足りないんだと。ですからまあいろいろな問題があって、いっぺんに10人も増やすなんて話にはなりませんけども、もちろん訓子府町も来年の春はまた1名増える形ですけれども、これは消防署員の、これは決まりとか何とかかって、そういう意味じゃなくて、私は仕事の現状を見て、もっともっと職員が必要じゃないかと思うんですけども、その職員数の全体数からいきますと、どういうふうに感じておられますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 職員の定数の関係については、昨年度、答弁もしてございますけども、昨年度14名から15名にということで、さまざまな救急救命士の研修等々含めて人員不足ということで15名を目指して、来年4月の15名体制を目指して現在募集をしているところということで答弁させていただきました。そういった意味では、これ時間外がイコールそういう形になるかということ、年間通した時間外で申し上げると30年が817時間で、29年が868時間で、日数に直すと105日の112日というような実績としてはあるということでございます。そういった意味からいくと来年4月の15名体制を確認しながらですね、今後そういった議員の意見も含めてですね、検討をしていくことは必要ではないかというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 本当にこの残業数がまともなのかどうなのかということは、ちょっと私、働いている訳じゃないんで、はっきりは言えませんが、なかなかすごい数字じゃないかと思います。やはりこれ消防職員というのは、普通の役場の職員の方も日々大変な仕事をなさっているんだとは思いますが、やはり消防職員というのは、一朝有事の際には他人とか他人の財産とか生命を本当に直接的に扱っている仕事が多い部分がありますので、やはり肉体的にも精神的にも余裕持った中での仕事ができるような場面というのが非常に必要じゃないかと思います。やはり職員の増というのは今後、町としても考えていってほしい問題じゃないかと思います。職員の定数に関しては、もちろん組合の中での決まり事というのが一つありますけども、これはですから、今回の来年の1人の増員に対しても北見の消防監査の方からの流れの中で組合に提案された中で決まった話だとは思いますが、これは逆に言いますと定員のことにつきましては、各市町村からの提案の中でも組合に持って行って、いやうちの町はもう少し、もう1人、もう2人ほしいんで、そこら辺の定員の増を協議して増やしてくれないかというような方向もできるはずなんですけども、それぐらいの積極性の中で消防の職員に対しては増員のこと、あわせて女子職員のことに関しては、これからも考えていただけるということなんで、非常に前向きな方向でいていただきたいんですけども、やはり総体的な職員の増というのは、今後考えていただきたいんですけども、そこら辺について再度、お答え願います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 釈迦に説法だと思って聞いていました。消防団の大幹部の余湖議員がですね、団の人員確保についての質問をしてる訳ですから、しかも傍聴席には団長も

いる訳ですからね、私たちが言っていることの嘘も本当もちょうどわかって聞いていると思うんですけども、一つは一部事務組合です。だから1市2町の議員たちで、このありようについては、余湖議員は確か議員のはずですから、聞いていらっしゃるというふうに私は思います。で、昨年度というよりも、監査委員の指摘で消防監査からの指摘で設置からしてみると、消防職員の配置人数が少ないと指摘がありました。これは北見地区消防組合、とりわけ北見消防署で12名不足だと私の記憶ですよ、12名不足だという答申がありました。しかし一気に12名なんてことにはならないということで、おそらく令和2年度から3年かけて4名ずつ増やしていくんじゃないかと。その時に置戸と訓子府はどうかという議論になりました。これは置戸町長と私とで協議して、本当に必要なのかと。例えば日常的に火事が必要なければ救急以外他にあるのかって議論もさせていただきました。その中で当座1名だろうということで合意して、私どもも1名ということで令和2年から、明日、明後日ぐらいに面接があるのかな、で、それで1名増やすと。ですから、いたに越したことはないし、それなりの期待に込めていくということは事実でしょうけども、全体的なバランス、そしてまた北見地区消防組合としての考え方に沿って、うちは定数を、あるいは人員を増やすということが日常的にそれが必要なことだというふうに思っていますので、2年度は1名、それ以降についてはまだ未定。これが今の見解です。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 今の見解ということで、それはもう十分じゃないかと思います。今後また検討していただいて、来年、再来年とまた考えていただくということが根本だと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。ただ、一つだけ、今の町長の言葉の中で火事が必要なければ救急が必要なければ、職員はどうするんだろうっていうようなお言葉かなと思いますけども、やはり今、消防というのは予防消防のこともありますし、いろんな防災に対しての日頃の活躍というのはあるんじゃないかと思います。やはりもちろん救急、火事がなくて、暇にしている部分が職員の中にあるかもしれませんが、その時は違うことできちんと努力をしているんじゃないかと思いますし、やはりこれは消防というのは一朝有事の際の大切な部署ですので、その部分はある程度のことは我慢、我慢じゃなくて、いろんな方向性を考えながら職員の数はやはり一朝有事のために増やしていく方向性を十分に考えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） これも議員ご存じだと思いますけども、私が町長になった時は消防の合併の話がもう国を挙げてそういうことをやっていました。で、管内でももう今の訓子府消防支署というよりも、もう広域合併です。消防署を少なくすると。そして北見から派遣するということを是とするような考え方があって、北海道も含めてですね、かなり積極的な働きかけをしましたけども、私は断固反対の立場を貫いてきました。これからも貫こうと思います。やっぱり自らのところの住民の命と安心と安全を守るのは地元の消防署だと。消防団だと。ここを抜きにして広域的な合併が本当にいいのかどうかって、しかしその合併議論というのまだ消えていません。だから消防庁舎も含めて非常に慎重を期していかなきゃならないんじゃないかというふうな立場に立ってますけども、余湖議員の指摘のことについては、原則的にそれは全然間違っていないと。その時、その時に応じて、適切に人員配置も含めて考えていかなきゃならないというふうに考えておりますので、ご

理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） ありがとうございます。本当に大事なところだと思いますので、今後の町長の方向性に期待して、期待を申し上げたいと思います。

さらに一つだけ職員のお話について、もう一つだけお願いしたいと思います。これはこの間もちょっと前の前の時に少し確認した話なんですけども、私の聞いたところによりますと、訓子府、置戸の職員というのは、こういうふうに当直、日直が4人いてあと非番と勤務と3交替みたいな形だと思うんですけども、いざ休暇を、休暇というか、休みの時間帯でも、休みの日にちになっている時でも何かあった時には基本的に出てこいよと。出なけりゃいけないよというような縛りがあるんじゃないかというような話を聞いたんですけども、そのことについてちょっと一度確認したいと思います。

○議長（須河 徹君） それではちょっと検討の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午後11時16分

○議長（須河 徹君） 休憩を解きます。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） まず前段でちょっと資料がなくて、回答を保留してた部分で本年度の団にかかる予算については1,529万2千円で交付税の措置額というかですね、積み上げの部分が1,345万円、手出しが184万2千円、ただ財政からいいますと交付税の需要額については基本的に国が定める基準であって、町側に入ってきた交付税についてはすべて一般財源でございますので、そういう色はついていないということをご理解いただきたいと思います。

それと今、本題の全ての人間が待機をしていなければならないのかということでございますけども、現在は休み、通常休み、非番含めて、町内に在住の者については現場に駆けつけるということでルール化をしているようでございますので、そういった意味では、町外に出ている人間まで戻ってこいということはないということでございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） そこですよ、ルール化というのは、どこのルール化なんですかね、町の中のルール化になるんでしょうか、消防職員同士のルール化なのか、組合としてのルール化なんですか。そこら辺わかりでしたら。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 基本的にはルールですけど、決まりではないということでございます。ですから訓子府署内の問題ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 同じ消防組合の中でも確か置戸と訓子府だけだと思うんですよ、あとは本部の職員が行っていますんで、端野、常呂とか北見市内というのは、ただまあ北見、本部ですから人数がたくさんいるので、そういうことはないんですけども、本部の職員に関しては各支部の職、消防署員については、休みの日は休み、出なくていいですよと、

一切出ない方がいいというような感じでやっている訳なんですけども、私はこれを聞いた時に消防職員本人に聞いた訳じゃないですから何とも言えないですけども、やはりそういうルールがある以上はやはりそれは休むということにはならないのかなど。一朝有事、それが大変な火災ですとか、大変な災害ですとか、そういうことになったんなら、もちろんそういう場面というのはもう自主的にでもあると思うんですけども、やはりその規模によっては、そんなに出れない時は出れなく、出れない時はというよりも休みなんだから今日はお休みにしていいよぐらいの、逆に言うとそういうルールの中でいってほしいなと思うんですけども、そこら辺どうなんでしょうかね、休みで、逆に言いますと、家にいて家族でくつろいでいる時に火事があったと。やはりルールなんで俺はやっぱり現場に行かなきゃいけないんだ。消防へ行かなきゃいけないんだ。まあその時、その人が飲んでいなければ、特別な用事もなければ、出ることもやぶさかではないとは思いますが、やはり中には誰かお客さん来て酒飲んでたよとか、子どもと大事な用事を足してたよとか、何かあるんじゃないかと思うんで、そこら辺のルールについての見直しというのは考えていただけないでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご存じのとおり自衛隊と警察と消防職員というのは、やっぱり国民の安全安心を守る大事な職務であります。だからさまざまな処遇も含めてですね、国が一定の方向を定めているというのが事実だと思います。かつてうちの町は消防職員は住宅は全部支署のそばにありました。今それも自由になってきました。しかし心構えとしては、何かあった時には駆けつけるという基本のものが消防職員に採用されるということになっていますし、私は面接の際にはその辺は厳しく求めます。やっぱりこの意識なくしてですね、地方自治体職員や消防職員というのは、やっぱりあってはならないというふうに思っていますので、余湖議員がおっしゃるように、もっと緩めることはできないかと。その日だけは来なくていいよ、休んだらいいよっていうことの私は言い方は消防職員にはできないということですよ。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 町長の言うことも一理も二理もあるんじゃないかと思えます。確かに。ただ、もちろん消防職員につく以上はそれぐらいの気持ちをもって皆さん応募して職員として使われているんだと思えます。それは全く純粋な気持ちの中であるんだと思えます。ただ、私は思うには、この北見地区消防組合という中であって、本部の体系の中では、それはなくてもいいよと。置戸と訓子府はやっぱりちょっと頑張ってくれよという、そういう心構えの中はわかりますけども、やはり現実として同じ消防人として働いて、同じ組合の中で働いている人間の中で、そういう差は、それはその日は来なくていいよと、来ないのが基本でいいんだよって言うことが逆に言うと他の出勤してる日に対する思いの強さとか責任の強さを感じる一部分にあるんじゃないかと思えます。もちろん町長がその採用の時にそういう心構えの中で訓子府に勤めてくれという、それもわかります。しかし入った以上、今、現実として、そういう同じ組合の中で、そういう待遇の違いというまではいくのかどうかわかりませんが、現実として、そういうプレッシャーのある世界があるんだとすれば、やはりそれは解消してでも日頃の勤務の中で表していただきたいと思うんですけども、再度いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 消防職員の広域異動の問題も現実の問題として出ています。例えば本部が職員がそういう状態であれば、訓子府の職員が本部勤めをする。そして本部からこっちへ来るということも検討の中にはないとは言えません。特にこれからこういった議論が出てまいります。で、そういうことを考えていくと、今もし議員の言っていることが適切だとすれば、これは改善していかなきゃならないだろうと。組合として。そしてまた、逆に言うと、もし職員が日直の者とか非番の者だけを除いて、来れる人たち以外の不足の分はやっぱり北見の南や西の消防職員がただちに特科隊としてだけではなくて、来るという、救急体制もそのように、置戸も含めて、留辺蘂も含めて、体制はきちんとなってますんで、そこは臨機応変に状況に応じて、今の現状の中で対応していくという、いかなきゃならないというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） まったく一つの組合の中において、そういう現状の中で、やはり不足の部分に関しては、もっともっと協議した中で、夜中だろうと何だろうと本部からの応援体制というの、もっとしっかりした、どこまでできているのかというのは、確認はとれてませんが、やはり少なくとも訓子府や置戸の職員が休みの日に待機として出なくてもいいような体制の中で、組合としてもやっぱり考えていただきたいなと思いますので、これについてはまた本部ならび支署との相談の中で進めていっていただきたいと思います。次に、三つ目の質問がありますので、もう一つ、よろしくお願いします。

消防庁舎、新庁舎の問題で私は前回質問させていただいた時に、まだ町長お考えまとまっていないのでということでお答えいただけなくて、じゃあ町長ぜひとも考えまとまったら返事いただきたいと。その時質問しますというようなお話をしたんですけども、これは抜き打ちという訳じゃないですけども、抜き打ちの形になりましたんで、庁舎の質問もさせていただきます。これはちょっと訳がありまして、ここでちょっと確認しとかなないと、町長の気持ちが緩んじや困るなというようなこともありましたんで、そういう確認のつもりで、まず、きちんとした構想は固まっているとは、なかなか思ってませんが、この回答をいただいた中では、ちょっと物足りないなというふうに考えております。確かに財源見通しとか直接的な補助金、交付金等のものについては、ないのか、ないのが現状だということで、それも一つあると思いますけども、そういう財源的なものも大事なんですよけども、今、訓子府に必要な消防庁舎というのはどういうものなのか、これからの人員配置ですとか、そういうものを考えた中、地域性の中でどういう庁舎がどういう場所に必要なのかということは、もうやはり当然今の段階では町長のお心の中にはあるんじゃないかと思えます。これはやはり町民の理解を得ていくためにも、やはり少しずつでもいいですを出していきながら、協議の机の上に乗せていかなきゃいけないことじゃないかと思えます。今回こういうような、これもやはりある意味、ゼロ回答みたいなものだと思いますけども、そこら辺について、もう一言よろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 消防団幹部の方から5億円ほどでできるんじゃないかというお話も聞いています。しかし、私は10億円と思ってました。それは予想どおりということは津別の消防署は約10億円です。もうプライマイゼロの10億円というふうに理解していい

んではないかと。そうするとやっぱり一般財源だけで対応するというのは極めて厳しい。財政的なことでいいますと。補助金も国土交通省や北海道開発局も含めて、かなり担当者も派遣しながら精査させていただきましたけども、図書館よりも厳しいのが消防だという状況がわかりました。で、そう考えていきますと、私は町長として、少なくとも基金の積み立ては5億円、2分の1なければ無理だっていうふうに考えています。もちろんいろんな起債なんかも中身的なものでいうと期待なんかもありますから、確かなことで言うと、今、5千万円積み立てておりますけれども、これを年度の終わりの残額が出た段階で優先的に消防の支署の建設ということを積み上げていくということをしたければ、そういうものをしなければ建っていかないんじゃないかなっていうふうに思っていますので、まずは財源的な見通しを明確にしながら、町民の中に考え方を伝えていくということが優先するのではないかなと思っています。消防の支署、図書館というのは、もう私がずっとお話している通り優先的な、施設の老朽化、やらなきゃならない緊急度の高いものだというふうに理解しています。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 私もやるなら10億円なのかなって、人の話を聞きながら、そんなことも思ってました。津別の話も聞いてましたんで、そうかなとは思っています。10億円というお金が大変なお金であって、それによってできる庁舎というのは素晴らしい、素晴らしいものになるかどうかというのも、ちょっとわかんないですけども、最低限でも必要な金額じゃないかと思えます。そのために積み立ても始めてくれましたし、やはり町長の心意気、それをやるんだということの表れを感じた訳ですけども、やはり、町長になって半年経ちまして、大体、やはりこれやはり具体的な話を出していってもらわなければ、もちろん財政のこともきちんと考えながら、また施設についても少しずつ積み重ねていくような形の中でいかなければ、やはりこれはなかなか進まないんじゃないかと思えます。やはり心の中に秘めていられる部分あるんだと思うんですけども、やはりそれを出してもらって、周りの意見を聞いてもらって、少しでも進めていく、それによって、やはり資金的なものに関しましても、いろいろなアイデアも出るんじゃないかとか。そういうこともあるんじゃないかと思えます。やはりこれはもう少し具体的な進捗を町民の前にさらけたいいただきたいということを私としては感じるんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私が町長就任した時に、あと訓子府で残された施設というのは消防支署だという議論がありました。もうですからもういろんなうわさが立って、役場庁舎の中に入れる、それから栄町の車庫に入れる、現時点の施設がもういろんな一人歩きをしていきます。で、そうこうしているうちに何人かの方から私に匿名でお手紙や電話をいただきました。まだまだ消防庁舎はもつぞと、それから望楼が危ないんだから、だったら望楼を調べなきゃならないんじゃないかと、いろんなうわさが立ちます。しかし私は一番安全性から考えて、あの望楼の耐震を調査をして、それで震度5強の地震では倒壊するということであれば優先的に考えたって言ったら、まだあの望楼も耐震の補強が効くということで、今補強をさせていただきました。だから、住民の皆さんの声を聞くということは極めて大事なことだということは、昨日も山田議員の質問に対しても答えさせていただきました。しかし、状況によってまだ、こちら側でこういうものをということも全然固まっ

ていない中で出すことは、いろんな意味で町民の期待感とともに不信感、あるいは不安感も含めてですね、こう広がっていくことになるのではないのかと。その点では、私はやっぱり慎重にならざるを得ないという今、状況でございますので、この辺もご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） いろいろな町長も全体的な流れの中でお考えがあるんだと思いますが、やはりもう私も感じていますが、菊池町政は今の任期の中で図書館と消防については、きっとやるんだらうと。それがどっちが先になるのかは町長の胸三寸の中かもしかたませんが、私としては、やはり現状の自然災害等考えた中で、やはり消防庁舎というのは、早急なものでないかなと。望楼が倒れるから、倒れないからとか、そういう問題じゃ今ないですよ、確かに。もちろんあれが倒れたら困りますが、あれは確か耐震したんで倒れないですよ、そんなことも思いますが、やはり消防庁舎については、なるべく早くやってほしいなという気持ちがありますので、いろんな意見が出ることに對しても、やはり町長の基本的な方針を出していただければ、それに向かつての意見の集約ということになりますので、いろいろと変な野次馬的な意見もなくなるんじゃないかと思えます。

最後にお聞きします。今町長の任期の中での消防庁舎の建設は十二分にお考えでしょうか。最後をお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） やればよいなと思っています。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 最後と言ったんですけれども、もう一つ最後で、やればよいなという答えは、よいなというのは、ちょっと違うかなと思うんですけれども、やっていただけますか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 前回の議会とは何の進歩もしていませんので、今はそれは即答はできません。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） はい、わかりました。ありがとうございます。ただ、町民ならびに、もちろん消防関係者は当然ですけども、やはり新庁舎の建設については、町長の春の声がありましたので、非常なる期待をしておりますので、ぜひとも早急な右でも左でもいいですけども、やはりそれによって、また周りがどう動くかは変わってくると思いますので、ぜひとも方向性は早めに出していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（須河 徹君） 8番、余湖龍三君の質問が終わりました。

次は、3番、工藤弘喜君の発言を許します。

工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。それでは、私の一般質問を通告書に従いまして、していきたいと思っております。

それでは、今回は、町政執行方針についてということで、一つ大きな項目は上げており

ますけれども、その中で二つの細項目というか、細かい項目で二つ挙げております。それでまずいきます。

今年度の町政執行方針の中で「本町独自の将来を見越した効率的な行政運営を示す第5次訓子府町行政改革大綱の策定に着手」と述べられています。また、2015年度から2019年度までの5か年を計画期間とする訓子府町総合戦略が最終年度を迎えることから「次期総合戦略を策定したい」とも述べられています。

については「行政改革大綱」と「総合戦略」に関わる次の項目について、町長の考えを伺います。

まず一つ目ですが、第5次行政改革大綱策定についてであります。

①、2007年度（平成19年度）から2011年度（平成23年度）までの5年間を推進期間とした第4次行政改革大綱の後、今年度、第5次大綱策定に着手する目的や要因はということでお伺いをいたします。

二つ目ですが、第4次行政改革大綱の取り組みの評価についてお伺いをいたします。

三つ目です。第5次大綱の基本方針をどのように考えているのかということであります。

四つ目ですが、策定はいつになるのか、また策定までの取り組み方についてはどのように考えているのかお伺いをいたします。

それともう一つの項目ですが、これも続けて質問したいと思います。

2番目ですが、次期訓子府町総合戦略の策定についてであります。

まず一つ目が、総合戦略は政策分野ごとに5年後の数値目標を設定していますが、その評価と課題があれば伺います。

二つ目です。次期総合戦略の基本目標と重点戦略はいかがなものということであります。

三つ目ですが、いつまでに策定するのか、そしてまたその取り組み方ということで質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町政執行方針について」大きく2点のお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

まず「第5次行政改革大綱策定」について、4点のお尋ねがございました。

1点目の「2007年度から2011年度までの5年間を推進期間とした第4次行政改革大綱後、今年度、第5次大綱策定に着手する目的と要因」について、お尋ねがございました。

第4次行政改革大綱策定当時は、行政改革が国、地方を通じて国民的課題となっており、世論も行政全般の一層の合理化が求められていました。

本町においては、少子高齢化の到来、過疎化、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に対する新たな行財政運営の確保の必要性が高まる中で、簡素で効率的な行政を実現するという行政改革の理念を常に認識し、町民の福祉と地域社会の活性化を図っていくことが重要な課題となっておりました。

こうしたことを背景として、第4次行政改革大綱の基本方針を行政自らが担う役割を重点化した「新しい公共」を形成することと、住民の負担と選択に基づく地域にふさわしい公共サービスを提供する地方分権型システムの転換やより簡素で効率的な組織機構の構築、

協働のまちづくりなどについて推進することを定めました。

その取り組みの具体的な柱として、地方公共団体の担うべき役割の重点化、行政ニーズの迅速かつ的確な対応を可能とする組織、職員の定員管理、人材の育成、公正の確保と透明性の向上など11の基本項目を定めたところです。

今年度、第5次行政改革大綱に着手する目的と要因でございますが、第4次行政改革大綱の策定から10年以上の年月が経過しましたが、社会的な課題は基本的に今日も続いており、むしろ深刻化しております。

例えば、少子高齢化につきましては、10年前は「到来」という表現でしたが、現在では、少子高齢社会へと完全に「移行」しております。

そして、過疎化においては、地方から大都市圏への人口流出に歯止めがかからず人口減少の深刻さは増している状況です。

さらに、成熟社会に入り住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に対する新たな行財政運営の対応の必要性は高まり続けております。

また、通信技術の発達や新たなIT技術の出現に伴い、通信ネットワークを利用したさまざまな環境の変化は著しく、そのことに関連して、政府はソサエティ5.0の到来をはじめとする技術の進展、生活様式や価値観の変化・多様化は今後の変化・課題の現れ方も変える可能性があるとの指摘があります。

その他、人口減少に伴う地方交付税や税収の減少、将来のインフラ設備の更新経費の増、町民のまちづくりへのさらなる参画の推進など、さまざまな対応が必要となってきていることから、その課題に向き合い、そして、備えることを目的に第5次行政改革大綱に着手しようとするものでございます。

次に、2点目に「第4次行政改革大綱の取り組みの評価について」のお尋ねがございました。

第4次行政改革大綱推進期間とほぼ同時期に実施されました「財政健全化戦略プラン」の実績をもとに数字を用いて評価を申し上げます。

財政健全化戦略プランは、第4次行政改革大綱の基本方針等をベースに、財政の健全化を図りながら、「町民本位の、町民参加による、町民の利益を最大限優先したまちづくり」を目指すための計画で平成20年度から平成26年度の7年計画として策定しました。

財政健全化戦略プランを策定した平成20年度は、当初予算における財政調整基金、減債基金からの繰入金で2億1,200万円、年度当初の積立金残高が19億7,400万円、借入金残高が68億6,400万円、実質公債費比率が18.8など財政面では危機的な状況にあったといえます。

そういった中、計画では単年度収支改善を約2億円を見込み計画期間で12億1,600万円の財政効果額を目標に町単独事業の見直しや事務効率化のほかに経費の圧縮などに取り組んだ結果、計画した項目で14億1,800万円、国民健康保険特別会計への財源補填などの特殊要因により2億3,600万円の財政需要額が発生しましたが、差し引き11億8,200万円の財政効果が現れました。

なお、計画最終年度の平成26年度決算では、計画初年度と比較し、積立金残額が22億3,800万円増の42億1,200万円、借入金残高が22億6,400万円減の46億円、実質公債費比率が10.0ポイント減の8.8と財政状況は大きく改善したと認めて

います。

効果につながった要因はいくつかございますが、特に町民の皆さまのご協力も得ながら進めた事務事業の見直しと整理合理化をはじめ、職員定数管理の適正化、人材育成を推進するため職員研修等の充実、国からの世界的経済危機を契機とした地方財政措置、そして、自主財源の確保のため、徴収率向上に向けた職員の努力など、さまざまな取り組みが積み上がり成果として現れたものと評価しております。

次に、3点目の「第5次大綱の基本方針をどのように考えているか」のお尋ねがありました。

基本方針につきましては、第4次行政改革大綱の基本方針を踏襲しつつも、時代の変化に伴い今日さらに顕在化している課題に加え、将来直面すると思われる課題に対して向き合う視点が必要だと思われまます。

具体的には、目的と要因でも申し上げましたが、財源的な観点からは、今後、人口減少や高齢社会に伴う地方交付税および税収の減少や社会保障費関連予算の増加が見込まれ、さらに、老朽化が進むインフラの維持・更新など、限られた貴重な財源配分に対応する基本的な考え方や取り組みの視点。

また、ソサエティ5.0の到来を見据えた効率的な組織体制の構築の検討、その他、分権社会の浸透に伴う協働のまちづくりに対する視点など、現在、既に顕在化した課題に加えて、将来のビジョンから現在の課題を見る、いわゆる「バックキャスト」の両面の視点から今後の基本方針を検討してまいります。

次に、4点目の「策定の時期と策定までの取り組み方について」のお尋ねがございました。

まず、庁内の組織であります町長を本部長とする訓子府町行政推進本部を設置し、現状の課題等の洗い出しとその共通認識を確認した上で、基本方針をはじめとする素案を作成いたします。

その後、年度内に条例に基づく訓子府町行政改革推進委員会を設置し、町民の方々を委員として委嘱し会議を開催します。

その会議の中でさまざまな意見をいただきながら、令和2年の9月を目標に第5次行政改革大綱の策定を進めたいと考えております。

次に、大きな2点目で「次期訓子府町総合戦略の策定」について、3点のお尋ねがありましたのでお答えいたします。

まず1点目に「総合戦略は政策分野ごとに5年後の数値目標を設定していますが、その評価と課題があれば伺います」とのお尋ねがございました。

お尋ねのとおり数値目標については5年後のものであり、四つの数値目標のうち、「農業就業者人口」と「第2次、3次産業従事者数」の二つについては、令和2年に実施される国勢調査の結果を見ての効果検証となります。

「就学前児童数の増加」と「人口の社会減の抑制」の二つについては、それぞれ今現在で数値目標の達成は極めて厳しい状況となっております。

一方、重要業績評価指標（KPI）では、新規就農者数および後継就農者数、6次産業事業体、新規出店者数については、すでに達成しております。

また、空き家活用移住・定住者数については、平成27年から始めた「空き家バンク制

度」による町外からの移住者が10件となっており、一定の成果を上げているところです。

人口ビジョンでは国立社会保障・人口問題研究所、通称「社人研」の推計を基準に、合計特殊出生率の向上や人口の社会減の抑制などを仮定し、令和2年まで毎年76人の減少を見込んでいますが、住民基本台帳で見ると平成27年から平成30年までの4年間で324人の減少となり、平均すると1年当たり81人で、人口ビジョンの想定よりも減少しております。

年齢別に見ると15歳から24歳までの若者と75歳以上の高齢者の転出が多く、要因として15歳から24歳までの若者については、進学・就職のため、75歳以上の高齢者については、施設入所や医療機関などの利便性確保を求めている転出が多いと推測されます。

以上のことから、若者や高齢者が安心して暮らすことができる住宅や医療、雇用、移動手段などの確保が課題であると考えております。

2点目に「次期総合戦略の基本目標と重点戦略は」とのお尋ねがございました。

本年6月に国が「第2期まち・ひと・しごと創生基本方針」を策定し、この中で、国の基本目標については、第1期総合戦略の四つの基本目標を維持しつつ、必要な強化を図るとしています。

その強化のひとつとして、関係人口の創出・拡大があります。

関係人口とは、移住した定住人口や観光に来た交流人口だけではなく、何らかの形で町に関わる人のことをいい、例えば農業体験やボランティア、インターンシップ、企業のサテライトオフィスの設置、ふるさと納税などが上げられます。

本町の基本目標についても、第1期を基本として策定していくことで考えていますが、重点戦略については、この関係人口についても着目し、12月に策定される国の第2期総合戦略と、北海道の第2期総合戦略の状況を見ながら進めていきたいと考えております。

3点目に「いつまでに策定するのか、またその取り組み方は」とのお尋ねがございました。

国では切れ目のない取り組みを求めており、第1期の終了する令和2年3月末までに策定することとなります。

取り組み方については、今後、課長職を中心とした推進本部の設置、その下部組織として係長職を中心としたプロジェクトチームを設置する予定です。

また、第1期同様、町民アンケートおよび提案の募集、有識者会議の開催を予定しております。

なお、8月に地方版総合戦略策定支援のため、オホーツク総合振興局に設置された内閣府のサテライトオフィスでの説明会において、地域の実情に応じて第1期総合戦略を延長して、来年度以降、時間をかけて総合戦略を策定する方法もあるという説明がありました。

このことも踏まえて、国と北海道の第2期総合戦略を勘案し、着実な総合戦略を策定するため、第1期総合戦略の計画期間を延長することも選択肢の一つとして考えております。

以上、お尋ねのありました、大きく2点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますので、参集願います。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） それでは、私の再質問という形で何点か、町長の答弁に基づいて質問していきたいと思えます。非常に答弁が丁寧な答弁で膨大な量で、なかなかこう嘯み砕けないところもあったんですが、これになるべく沿うような形でできればいいかなと思っています。

まずはじめになんですが、再質問の一つは、町長が今回の前の町政執行方針の中でこの第5次行政改革大綱について触れられている中で、本町独自の行政運営という言葉をお使いになって、今回この行政改革について取り組むと、着手するというようなお話というか、そういう考えが示されておりますので、ここで述べられている、本町独自の行政運営という、その認識というか、どういうことなのかということをもまず先にちょっとお伺いをしたいなというふうに思っております。一般的に行政改革といえば、財政再建というか、財政運営そのものが基本になりながら、いろんな形でその部分を中心的に改革をしていこうということになるかと思うんですが、ここで言われている、町長が言われている本町独自ということの意味をちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 過去に振り返ることになりますけれども、この第5次の行政改革、第4次ですか、に改革の時は、私はまだ町長でなかったと記憶しています。で、委員さんのメンバーをみても、かなり亡くなっている方も多いですし、私は平成19年の5月から町長になって、それを受けたというよりも、事務的な引き継ぎもあまりない中で、この第4次の行政改革が進められたということもありますけれども、基本的には行政の効率化や、あるいは職員の定数削減、それから適正な財政運営ということがベースになってたのではないかなというふうに思えます。で、私はその中で、ちょうど訓子府町が置戸町との合併の議論が盛んな時でございますから、平成21年度で訓子府町は基金が枯渇すると。ある意味では財政破綻するんだということの中で合併が必要なんだという論理がやっぱり通ってたのではないかなというふうに思えます。その中で私はまずは町民が安心していただける。決して訓子府町は倒産はしないと。で、このまま地方自治としてやっていけるんだということを実証しなければいけないということで財政の健全化計画を樹立して、先ほど申し上げましたとおり、基金でいうと20億円だったのが40億円、そして実質公債費比率が19%に近い状況が今8%とか6%、6ぐらいになってきているという点では、現時点では第4次のこういった行政改革等については達成できてきているのではないのかなというふうに思えます。で、事務的なことをもうちょっといいますと、120数人いた職員が100名を切ったことによって、やっぱり職員を少なくするということが本当にいいんだろうかっていう、絶えず人事に着手しながら悩んできました。やっぱり適材適所、そして職員が必要以上の負荷のかからない状況の中で健全な仕事に、業務に当たってもらうというためには、やっぱり職員を、若い職員を採用していかなければならないということ

も念頭に置きながらこの12年間やってきましたので、かなり若い職員が増えましたし、職場の負荷もかなり改善されてきたんじゃないかなと思います。その上に立ってですね、第5次が今何が必要なのか。で、あながち国が言っているということが、すべて正しいということには私はならないというふうに、それは平成の合併の問題にしても、行政改革をしてみても、やっぱり地元、地域に根差した地方自治、そして住民を主体とする住民自治をベースにした住民の未来にきちんと向き合えるような、そういう行政改革というのが、いかにあるべきかという視点が大事なんではないかなというふうに捉えておりますので、このところは、もちろん国の言っていることもなるほどという部分について受け止めていかなきゃならないという部分と自らがこの町が地方自治体として成立し、そして発展させていくための第5次の行政大綱を作っていかなければならないだろうと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） わかりました。今そのような、いわゆる本町独自の行政改革の視点、視点といいますか、重点というか、そういったものはやっぱり町民にどう向き合っていくかという、そういう視点、こういうことがやっぱり基本的なところでやっぱり大事なんだということについては、私も異論はありませんが、その中でもう1点質問、それに関わることになろうかと思いますが、質問していきたいと思うんですが、いわゆる行政改革に取り組むにあたっては、やっぱり何が大事かということではありますと、対町民との関わりの中で考えた時には、やはりこの行政改革を進める中でも本町の目指す将来像、これは回答の中でも、先ほどの回答の中でも、すごく横文字でバックキャストिंगっていう言葉で使われて回答もされていましたが、これが今、私が言おうとしていること、将来像ということに結び付くかどうかはちょっと定かではありませんけれども、いわゆるそういう町が、訓子府が目指す将来像というもの、またさらには自治体として持っている本来の役割、あるいはそれに向けて、いわゆる行政改革達成に向けての計画というものをやっぱりしっかりと町民に示すということが非常に大事になってくるんじゃないかなと。それが今、町長が言われた、答弁された、本町独自の行政運営という部分の、あるいはある部分ではやっぱり要になるんじゃないかなというふうに私は思った、今思ったところでもありますけれども、その点について、将来像を示して、あるいは自治体としての持っている役割の問題、それからそれに向かう計画、こういったものを町民とどう向き合っていくかということが必須の課題ではないかなというふうには思っているところではありますけれども、その辺についての見解というのはいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 昨日の山田議員の質問と重複する部分もありますけれども、私が10年間かけて、この住民自治基本条例をベースとした住民と向き合う、そして情報公開とさまざまなジャンルの中で町民の意見を尊重していくという、あるいは町長だけではなくて住民が発議できることの枠を広げていくことを制度化するということの象徴されるように、私は今、議員からもご指摘のあったようなことを含めてですね、基本的な柱ではないのか。そして地方自治体はやっぱり憲法上で認められている生存権や人権擁護や福祉優先の社会をどうやって地方自治体が実現していくかということのを抜きには考えられないというふうには私は思いますので、その点で言いますと、いろんな議論ありますけれども、憲法に基づくまちづくり、考え方とそして基本的人権の尊重、そして民主主義の住民の住民に

よる住民のためのまちづくりをどう進めていくのかということの真価があらためて今日ほど問われている時代はないと思いますので、そのところはぶれないように進めていきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） このことについて、ちょっと先ほどの答弁で気になったところが1点ありましたので、これについてどうこうって、ここで議論する必要はないのかなと思いつつも、ちょっと気になったところがありますので、お答えいただきたいと思いつつも、見解をお聞きしたいんですが、その中で基本方針というか基本項目、基本方針をどのように考えているかの中で、ソサエティ5.0という、その到来を見据えたという文言がありますけれども、このソサエティ5.0の到来というのはどういうことかということをやっぱり今一度しっかりと捉えていただきたいな。特に自治体として、これ大きな要素、ある意味本当にそれでいいのかということに関わる問題だと思うんです。これ今、今、本当にこの回答もらって、自分の今、頭の中で整理している中から、十分なことにはならないかもしれませんが、思っていることでいけば、ソサエティ5.0というのはアベノミクスの第3の矢なんですよ、いわゆるそれは何かと言ったら、非常におもしろい話なんです、サイバー空間とフィジカル空間、いわゆる仮想空間と現実空間を融合して高度なAIとか、いわゆるその人口知能も含めた、そういったものを融合して経済発展を図る、あるいは生活における諸課題を改善していきたいという、その流れがこのソサエティ5.0という中身だと僕は考えている、思っているんですよ、そういったものを一つの企業なり、経済的にそれを活用してというのは、わからない訳でもないんだけど、多様な人たちの住んでいる、生活している、暮している自治体として、こういうもんでこれからの人口減少だとか、そういったものが解決でき得るのかどうかということというのは、やっぱりしっかりと役場の職員の方々も含めて、やはり考えていただきたいというのが、先ほどの答弁、町長の答弁とも、こう結び付くんでありますけれども、やはりそこら辺は注意深く、行政とは違う、いわゆる自治体運営とは違うっていう部分をどう見るかということをしつかりと捉えていただきたいなというふうに思いつつも、その辺ちょっと蛇足になりますけども、答弁いただきたいと思いつつも。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） ただいま、ソサエティ5.0の関係で、これだけで自治体問題、地域問題が解決することについての懸念というご質問がございました。おっしゃるとおりですね、この技術、テクノロジーとかですね、こういったものを含めて、それだけでですね、地域課題が解決するとは到底思えませんし、それだけではなくてですね、いろいろな人と人とのですね、つながりの中をもつて解決していくべきだと思っております。ここで書かせていただいたのは、例えばですね、デジタル自治体という、今日たまたま道新でRPAの記事が載っていたと思うんですけども、あれはまだソサエティ5.0ではなくて、今のただの情報社会の中の位置付けということで、多分OCRとRPAを組み合わせるといった作業を実証実験したという記事だと、あの記事を読んで思ったんですけども、それをできるだけ、ああいう技術を使って事務の軽減を図ってですね、その浮いた時間をですね、住民の方に充てるとかですね、あと解決できるものはそこで解決して、できないものは従来どおりの考え方でまちづくりを進めていくと。そうい

った両方の視点が必要なのではないかと考えております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） あれこれやり取りしてもはじまらないんですけども、言ってみればソサエティ5.0、そのソサエティ1.0というのは、いわゆる狩猟社会、ソサエティ2.0というのは農耕だったかな、そういう社会、そしてソサエティ3.0というのは、いわゆる工業というのかな、そういう部分の社会、で、4.0が情報社会なんですよ、今はその4.0の時代だ。で、5.0というのが、いわゆるそれを超越した、もっとさらに超えたテクノロジーの、いわゆるよくわかんない、本当にゲームの世界みたいな、仮想空間と現実空間を融合するってどういうことなのかということも含めて、それが自治体に持ち込まれてどうなるのって、そんなことよりも考えなきゃいけないのは、そういったことが自治体行政そのものが産業界の売り物になったら困るんじゃないかという、そういう発想をどこかで持っていたきたいな。今、課長が言われた、もう人間として、人間がやっぱり解決して、悩みもあり、将来どうするか課題解決も含めて、やっぱり人間なんですよ、そこら辺をやっぱり課長の言われている答弁もそのとおり、本当に大事なところなんで、そういった発想にやっぱり立った行政改革という方向を見据えていただきたいなというふうな、ちょっと蛇足になりますけれども、申し訳ありません、思っていました。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 国の一つの方針、アベノミクスの柱立てになっていることを全く無視するというにはならないだろうと。しかし私たちはこういった政策をどう受け止めて取捨選択しながら地域住民の福祉の向上につなげていくのかということが問われるだろうと。そういう点では、地方自治体の一つ一つの個性とか、ありようが問われていくんではないのかなというふうに思います。考えてみると、さらにまた2040年問題ということがもう圏域構想が具体的になってきて、間もなく、おそらく提案がなされてくるのではないかなと思います。それは施設のコンパクト化、北見に施設があればいいのではないのかとか、そういった行政の人員の削減等も含めて、そして自治体の規模をですね、もっと大きくしていくという考え方に基づいた40年問題っていうのは、これは一つの時代の流れを作られようとしていますけども、受け止めつつも、何をやっぱり大事にしていかなきゃならないのかということが問われていくんではないのかと。これは私らだけではなくて、自治体の議会も含めてですね、自治のあり方が問われてくる時代になってきているのではないのかなと思います。例えばですね、まったく関係ないんですけども、今、議員が農家やっておられて、スマート農業なんてのが入ってきてます。1人の後継者が1人の農業が1人の後継者でやっていた時代から、どんどん離農が進められて、1戸当たりの面積が20haを越してきている訳です。そうすると2人の後継者が農業を経営する、あるいはロボットで酪農、搾乳をやる。それから操舵法で無人のトラクターが走り始める。こういう状況の中で、じゃあその農業が大規模に備えていることと人間疎外の農業経営ではないのかというだけではやっぱりやっていけない。そうするとそういった操舵法の取り入れ、そして大規模化する農業に農村が農民の農家の方々が健康で生きていくためにどうあらねばならないかってことを一緒になって考えないとやっぱり駄目だろうと。私はだからこのソサエティ5.0の考え方というのも、やっぱり善し悪しを含めて、こっちが主体的

に考えていくという自治が求められている。そう思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） わかりました。若干もう少しこの関係で質問をしたいので、ちょっと個別な質問になるんですけども、何点かちょっと続けさせていただきます。この大綱の問題でいけば、第4次のその前の大綱では11の基本項目を、これは回答の中でもありましたけれども、挙げて具体的な方向性を示しておりました。で、第5次ではどのような項目を想定されているのかなど。まだこれはこれからの議論になると思うので、これだということにはなかなかならないかとは思いますが、それを考えた時にまずこれからのまちづくりの方向というのは、おそらく第6次の10年間の総合計画、訓子府町の総合計画がありますので、それを具体化していくということがもう必須の課題でもあります。その中で、この行政改革の中で、もしかしたら、いわゆる事務事業というんですか、その見直しの可能性なんていうのは、どうなんでしょうか、あり得るんでしょうか、ちょっとその辺について、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 基本項目これから先ほど申したとおりに詰めていくところですので、具体的に事務事業見直すかどうかという答弁までは、ちょっと今のところお答えできないということでご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） そしたら、事務事業は当然そうかなとは思ってはいたんですけども、例えばその中で行政改革を進める上では、例えば事務事業の民間委託だとか、これよくアウトソーシングとかって言う言葉で今、盛んに言われていますけれども、これの善し悪しというのは、絶対駄目だということでは決してありませんけれども、民間委託などということも今実際に行われている事務事業の中で、これも選択肢の一つとして、やっばる残る可能性は、出てくる可能性はあるのかということについてはいかがでしょうか。これも今の時点では何とも言えませんか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私は4期目の就任とそれから私自身の政策的なマニフェスト含めて、職員の研修会を2日間にわたってさせていただきました。その中で冒頭申し上げたのは、少なくとも私がこの4年間担当する間は保育所や車両等の民間委託は考えていないと。現状でより身近に、より適切に住民にサービスの提供を行うということを基本にすることを職員にも私自身の考え方を訴えましたんで、当座はそんなことは考えていないと。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） それでは次に、当然この中で進めていけば、例えば、人件費の見直しという部分も、これは職員定数の問題との関わりも出てくると思うんですが、この部分と、あるいは補助金の見直し、あるいは手数料、使用料などの町民負担の見直しというか、いわゆる増につながる部分、こういった部分については、これも同じくまだこれからの議論になってはいくとは思いますが、今の時点で例えば、これだけはやっぱりこういうふうにしていきたいというようなお考えがあれば伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） ただいま、人件費、補助金の関係でお話ございましたけども、例えば補助金にしてもですね、現状の補助制度自体が事業の効果的にどうなのか、そういったことの、やはり検証はしながら、で、あらたな補助金というのを今度、限られた財源の中ですから、なかなか難しいという状況も現実もあります。そういったことから、この行革の大綱を作る中ではですね、検討はさせていただこうというふうに考えています。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 人件費等々については、やっぱり多分難しいのかなというふうには思っていますので、これはまた次の機会にでも質問していきたいなと思っておりますけれども、もう1点だけ、第5次の行政改革、この今回の作ろうとしている推進期間というのは、いつからいつまでを考えているのでしょうか。何年間。いわゆるその期間ですよ、それについて考えがあればお伺いしたい。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 答弁の中でもお答えさせていただいたんですけども、来年、2年度ですね、R2年度の9月を目標にですね、策定を考えております。推進期間、すいません。推進期間ですか、基本的には5年間が、前回5年間としておりますので、それを基本としたいと思っておりますが、それにつきましてもですね、また内部でですね、検討して定めていきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） それでは、これで本当に最後の、ここの大綱については最後の質問になるんですが、言ってみれば行政改革大綱というものが作ることを、これは絶対やぶさかではないし、やっぱりきちんとした形で財政に責任を持つという意味からも大切なことだとは思っておりますけれども、このことで町民の町づくりに対するやる気とか、あるいは暮していくとか、元気を失うものになってはやっぱりいけないということはもう大前提だと思います。それに結び付くということになるのは、やっぱりさまざまな、何て言うんですか、町民サービスの削減だとか、あるいはサービスに対する利用料の負担が増えるとか、そういったものがあることで町民が全体として暗くなるような、そういうものではやっぱり本末転倒になっていくというふうに思いますので、その辺、自治体としての、訓子府としての将来像も含めた、先ほどの質問ともちょっと重なっちゃうんですけども、その辺はやっぱり大事にみていかなければいけないかなというふうに思います。その辺についての最後に町長の考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 町滅びて、役場職員だけが栄えるなんてことはあってはならないことだと思っています。だから最初の時は私は人件費の5%削減を提案し、4%削減を1期目に職員に無理を言いました。しかしそれは、町の苦しみや喜びはお互いに共有しなきゃいけないんだということの意味でもありましたので、私や工藤議員が心配するように、状況によっては町民の皆さま方にお願ひし、我慢をしてもらわなきゃならないこともあると思っておりますけれども、それはこれからの行政運営の中で職員とともに共有していきたいですし、可能な限り、この行政大綱が町民生活に不幸になるような、そんなことはできるだけ避けたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） それでは、次の2点目の次期総合戦略の関係について、ちょっとお伺いをしていきたいと思います。これについても大変詳しい答弁がありましたので、もう非常にこれだけでもいいのかなというふうに思っていましたけれども、一つ、二つだけ、ちょっと再質問というか、気が付いた点を質問させていただきます。そして答弁を求めたいと思います。

総合戦略、完全にまだ終わっている訳ではありませんけれども、その中でこう私なんかも見ていまして、今、進んでいるその総合戦略を基本目標とか重点戦略、これは本当に総合計画とも非常に合致している内容でありますし、そして訓子府の例えばこの総合計画を立てる前段の参考にするとということで、町民アンケートっていうのをとった経過がありますね、その町民アンケートの結果をこう拝見させていただいた中でも町民、3千名ちょっとの方が回答を寄せていただいている中で訓子府はどの分野にもっとも力を注いだまちづくりを推進すべきか等々も含めて、あるいは先ほど言った財政運営の問題も含めて、結構貴重な反応というか答えが返ってきておりますし、そういう観点からみても、この今進めている総合戦略の三つの大きな目標というか、これはあえて次期、あたらしい中でも変えていく必要が本当にあるのかなという思いはしているところです。正直なところ。問題は例えばその課題、今やっている戦略の中の重点目標、重点戦略の中での課題をもう1回きちんと洗い出して、それをさらにもっとこう、こういうやり方もあってもいいのか、これはどうなんだという形がとれないこともないのかなというふうに思っているところなんです。それで例えばそのいろんな指数で、その評価をしていますけれども、この回答の中にもありましたけれども、確かに不十分、まだ十分なところじゃないところもあります。人口の社会減とか、そういった部分でいけば、もう本当に予想以上の減少というのは確かにありますけれども、例えば産業を強くしていく、いわゆる農業の新規就農の問題も含めたり、農業の状況なんかも含めて考えたりすると、そんなにそんなに、いわゆる成長段階と、まずはそれをさらに続けることの方が本町にとってはいいんじゃないのかなというふうな思いもしている訳でありますけれども、その辺について、ちょっと考え方を聞かせていただきたいなど。本当に新たな何か重点課題とか、重点戦略、基本目標とか、重点戦略というのが必要なかどうか、必要になっているかどうか、その辺の考え方があればお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） ただいま、課題の洗い出しということで、目標について、このままいって見直しを大幅にかける必要がないんじゃないかということだったと思うんですけども、先ほど町長の答弁からも述べていますように、基本ベースは前回、第1期の基本目標を重点に策定を予定しているところです。農業に関しても、先ほどソサエティ5.0の話も出てましたけども、スマート農業などのことも今度は計画に入れながら策定がする必要があるかなと考えております。あと人口の減ですけども、先ほど工藤議員おっしゃられたとおり、社会減とあと子どもの人口も減になっております。これらについても引き続き目標は今、既存の第1期のベースにして、さらに減少させないという目標値、重要業績評価指標、KPIなどを検討しながら策定に努めていきたいと思っています。

それから元々平成27年度に計画策定した時には期間、非常に短い中で策定して、当初、推進交付金とか拠点整備の交付金というのあったと思うんですけども、今でもあるんです

けども、なかなか広域ですとか、政策間の連携などで本町の事業に合わない、なかなか交付金を活用できる事業がないということで、ここ数年は交付金の事業がないということで、ただ交付金自体は当初は100%充当だったと思うんですけども、今2分の1の充当になっていますので、その辺を見極めながら、実際に必要な事業は交付金の活用をして進めていくということで考えております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 今、私、基本的なところでは変えることはない、必要ないんじゃないかと言いましたけれども、ただその中で、例えばもう町民の中でやっぱり人口減少に対する心配、あるいは不安も含めて、本当にこの町どれだけ減って、どんなふうになるんだろうというのは、やっぱり人口減少からくる、そういう不安というのは抱えているのは事実なんです。それに対して何もしなくてもいいということを言っている訳ではなくて、やはりそれは先ほどの答弁の中でもありましたけれども、関係人口について、まず着目していきたいと。そこから定住につなげる、移住、定住につなげていくような施策をどうするかということが課題になってくると思うんですが、そういう点からいきますと、そういう部分はどんどん改善を重ねながら、組み立てながらいくべきだなというふうには私は思っています。ただ大きな中ではやっぱり変えることは、あまり、それだけいいものできていないかなという意味で言ったつもりであります。その中で先ほどの仁木議員の物産館の話とちょっとつながることもあるかと思うんですが、先ほど今、農業に対する支援の問題、スマート農業の部分も入れていきたいと。いわゆる賢い農業をどうするかということでは、先ほど町長も言われたようにロボット化だとかAIを使って無人操舵でとかというのは、それは求められている方もたくさんいますし、訓子府もやっぱりそういう方向にどんどんなっている。それはもう誰も否定しないし、そういったものが誰でもができるような、やっぱり国に対して、そういう施策の要求、財源的な要求もすべきだとは思いますが、もう一方で自治体としてやるべきことというのは、これが先ほど仁木議員とのつながりがあるかなと思って、先ほども聞いていたんですが、いわゆる物産館のようなものを作っても、そこに物を生産して出すという方たちがやっぱり大規模になればなるほど、やっぱり難しくなるんですね、そうじゃなくて、多様な農業者をどう育てるか、あるいは多様な農業をどうやりたいという人を来てもらうかということも含めて考えると、単にAIだけではなくて、何て言うんですか、新規就農も含めて、それをどうやって大事にしながら、そういう人たちを大事にしながら町としても、あるいは地域としても頑張ってもらいたいということの方が先ほど出た商品の提供、いろんな作物があって、いろんなバラエティに富んだものが物産館に出るような、そういう仕組みと何かつながっていくのではないかなというふうな気もしますので、ぜひそういった方向にも目を向けた戦略というのがあってもいいのかなというふうに、逆にそっちの方にも相当なこう力を配分しなければ、まちづくり推進という感じからいくと、特に思うところなんです。だから、そういう面でもぜひ何とか考えていただけないかなというふうに思っていますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（大里孝生君） 今ちょっと議論の流れでスマート農業ばかりが話題

にのぼってますけども、もちろん工藤議員のおっしゃられるとおり、今いろんな部分で農業の課題が出てます。だから段々段々大規模化していっているのはもう避けられない状況にありますし、皆さんが作られている作物が割ともう単作化傾向にあるということでとらまえています。ただし同時にうちの町で新規就農というのは、ここ数年で3件いらっしゃいますけども、なかなか農地の価格とか受け入れの問題とかで進まないという部分もあります。その辺きたみらい農協と連携しまして、果たして、いつの時代も言われてきますけども、第4の作物とかといったものを何を指して、その多様な農業ってどういった方向をやっていくのかというのは、今、農業の将来図を農協主導で意見懇談会をしているところですけども、そういったものを合わせて進めていきたいと思っていますし、スマート農業ありきで考えている訳じゃないってことで、とにかく今、離農が進んで、とにかく労働力というのが足りません。だから労働力問題を何とかして解決するのかというのの解決法を一手法としてスマート農業が挙げられてるだけでありまして、そういったこともちょっと総合的に考えて農業部分の総合計画策定に当たっていきたいと考えておりますので。

○議長（須河 徹君） 町長よろしいですか。

工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） これでもう最後の方になると思うんですが、ぜひこの総合戦略の中で言ってみればやっぱりできるだけKPIという形で、KPIだったかな、検証もしながらチェックもして検証しながらやって、毎年のようにやっているんですが、そのなぜ困難になっているかと。なぜこれがなかなか達成できないかということも含めて、その課題の解決の方法も含めて、できれば今、今回できている、そのまちづくり推進会議だったかな、そういったところにもそうですし、さまざまところで知恵を集めれるような、そういう、いわゆる町民に知恵を借りるというふうな、そういう部分も多いに活用しながら、この総合戦略を一步でも二歩でも人口減少に少しでもこう歯止めがかかり、そして訓子府の賑わい、活性化につながっていくような方法というのがとっていただければいいなというふうに思っているところです。

それともう1点、これだけちょっと思っていることなんですが、人口減少は確かに今本当に大変な状況ですが、だからって、先ほど言ったように人口減少問題に対して何もしなくてもいいよということじゃなくて、やっぱりこの人口減少というのは、どこかで常態化するとか、その落ち着く時があるんじゃないかなという気がします。これは専門家じゃないからよくわかんない、僕、素人感覚でどこかで落ち着くと、その時の町はどうあるべきかと。どういう、今よりも人口が減って、こう落ち着いて、一定程度行く、その時にあわせたまちづくりとか、産業構造とか、さまざまなそういうビジョンというのどこかでこう頭の中に組み込んでおくことも、変にこの数字に危機感だけをあおるような、人口減少に踊らされないという意味では大事なのかなというふうに思いますが、その点含めて最後に町長の見解をお聞きして終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご存じのとおり第6次の総合計画を策定した時の10年間のプランで途中からこの総合戦略が出てきたと。この位置付けをどうするかというのが企画財政課と私どもの方での議論になって、向こう5年間の第1期というか前半の部分を総合戦略、三つの柱にしようということで、総合計画の中の、とりわけ急ぐこと、産業、人口、

住宅とかですね、こういったことを位置付けでやってきているから、決して総合戦略だけが飛び出て、うちの町でやっている訳ではないんだと。あくまでも10年間のスパンの中でのまちづくりなんだよということでもあります。先般、内閣府の職員が調査に来ました。で、さっきちょっと言いましたけども、例えば施設の問題にしても、三千数百万は100%の交付金で使っている訳ですよ、それがその後はうちの町は使ってない。使い勝手が悪い。どうしてなのかと。国の基準に合わなかったら使えないと。おまけにそしてやる気のない市町村には金は出さないなんてことを言った訳ですね、そしてKPIというのはね、自己評価させる訳ですよ、自己評価の上で、何だそれやってないじゃないかということを含めてやろうとしたということに対してですね、しかもですよ、100%の交付金だったのが、途中でね割り勘にしようとした訳ですよ、こんなやり方っていうのはよろしくないって言って、内閣府の職員にはあらためて内閣府も地域に出てきなさいと。そして地域の課題を一緒になって考えていくということが総合戦略の中で最も今求められているんじゃないのかってことを言わせていただきました。あらためてそれではうちの町の中での三つの柱の中のやらなきゃならないのかっていうことについては議員がご指摘のとおり、いろんな可能性を物産館もしかり、農業もしかり、含めて、総体として総合戦略の中で位置付け、そしてひいては総合計画の中で位置付けながら確かなまちづくりを作っていくというのが私たちの大事な視点ではないかなと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） これで全て終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（須河 徹君） 3番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで1時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時50分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

それでは、次は、4番、谷口武彦君の発言を許します。

谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 4番、谷口武彦です。通告書に従い、質問させていただきます。

町ホームページのリニューアルについてということで、6月に行われた令和元年第2回定例会において、補正予算の中でホームページシステムの更新業務として576万円ほどの予算がつけました。現在の進捗状況について伺います。

一つ目といたしまして、現在のホームページは、平成23年2月から8年余りが経過していますが、問題点や課題は何だったのか。

二つ目といたしまして、それらを踏まえて、どんな方向性で新しいホームページをつくっていくのか。

三つ目に、新しいホームページとSNS等を連携させる考えはあるのか。ということでも質問させていただきます。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町ホームページのリニューアルについて」3点のお尋

ねがありましたので、お答えをいたします。

1点目に「現在のホームページは、平成23年2月から8年余りが経過していますが、問題点や課題は何か」とのお尋ねがございました。

ホームページシステム更新事業につきましては、ホームページデザイン・導入支援業務と機器更新で構成されています。

コンピューター機器は耐用年数が6年と言われており、運用においてメーカーの保証がなくなる7年程度を目途に機器更新を行っているところであります。

この間、情報機器の技術開発が進み、大容量化による画像表示速度やデータ蓄積能力などが飛躍的に向上し、私たちの生活においてもスマートフォンは、連絡手段の機能のほか情報収集端末として、なくてはならないものとなっていることも事実であります。

こういった状況の中、現在のシステムは機器の老朽化による検索速度の低下や写真を多用できないことのほか、アクセス数のおよそ半数を占めるスマートフォンやタブレット端末への対応がなされていないことが課題と言えます。

次に、2点目に「それらを踏まえてどんな方向で新しいホームページをつくるのか」とのお尋ねがございました。

新しいホームページシステムにつきましては、スライドショーを活用したトップページのデザイン性の向上はもとより、サイト内検索の環境を充実させるとともに、タブレット端末やスマートフォンに対応した画面表示を構築し、文字の大きさの変更を可能にするなど、機能の充実を図ってまいります。

また、ユーチューブなどと連携した動画の対応を構築するとともに、町外に向けて町の魅力発信ができるページの設置を検討してまいります。

次に、3点目に「新しいホームページとSNS等を連携させる考えはあるか」とのお尋ねがございました。

第2回定例町議会で議員からSNSの連携へのご意見のほか、ライン地方公共団体プランの情報をいただいたところであります。

新しいシステム導入にあたっては、SNSの入口構築は標準的な仕様とし、フェイスブック、ツイッター、ラインやインスタグラムの利用サービスを選定していくこととなります。

選定にあたりましては、活用方法も含めて、先進自治体の事例なども参考にシステム構築をしてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今までのホームページですね、8年経っておるということで、HTML形式の古いタイプであったために、大変な思いをしてやって、更新をされていたと思うんですが、新しいホームページになるということで、さまざまな改善がなされると思いますが、その中で今の答弁の中でスマートフォンやタブレットとかに対応するようにしていくということでしたが、ちょっと簡単に、難しい言葉でいくとレスポンスデザインといいまして、簡単に言いますと一つのページでスマートフォンだったりパソコンだったりタブレットに対応するものにするのか、それとも全てに対してのページを1個1個作って

いくのかというのを伺いたしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいまちょっと横文字の何だかシステムというのはちょっと聞き取れなかったんですけども、まだ委託をかけてる段階ではないということなんですけども、利用者側からすると基本的には議員が前者でおっしゃった一つの画面からクリックするとタブレットでもスマートフォンでも通常のパソコンでも見れるというような、閲覧できるようなシステムになろうかと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今のシステムということですが、レスポンスデザインというシステムなんですけども、メリット、デメリットがあるということで、パソコンよりスペックが落ちるスマホだとかタブレットになりますと、やっぱり画像が読み込みに時間がかかるというデメリットがあるということで、重くならないように軽量化を図る、そしてその辺のですね、業者に任せっきりになると、その業者が変な話勝手に作ってしまうところもありまして、プログラマー等に要望しなければ、すごく重いページになるのが今までの過去にそういうのがよくあったそうなんです。なので、ぜひ最後のOKを出す前にそういうところをですね、協議していただいて、要望を出していただければと思いますので、よろしく願いいたします。またですね、現在は各課の情報更新などを得意な職員の方がやっていると思うんですけども、新しいホームページになりまして、更新など入力する場合に職員の皆さんが誰でも簡単にできる方法にするのか、そうでなければ各課のですね、担当者の方が更新すると思うんですけども、職員の皆さんに研修会などを行って、そのホームページを誰でも更新できるようなことをするのかどうかを伺いたしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、新しいホームページの運用の方法の部分でございます。まだ正確に決まった訳ではないですけども、基本的には現状の各課での更新をするということで、現在、委託の仕様書の段階においては、閲覧される方はもちろんのことなんですけど、要するにホームページを編集していく職員の容易さも一つの項目として挙げさせていただいておりますので、そういう意味では一定のデザインを作って、何て言ったらいいんですかね、ワープロ感覚というんですかね、そういったような対応をとっていきたいかなというふうに思っております。そういう意味では、今後、各担当部署含めてですね、今、15人ほどの若手も含めてメンバーで検討会を始めたいと思っておりますので、その中で検討してまいりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 15人ほどの検討会を作られるということですので、いろいろ研究を重ねていただければと思います。また、先ほどSNSの連動っていうんですか、ことに対して、ホームページの検討委員会を作って、組織を作るという話でして、その方々も今後SNSの担当として、やはりホームページもSNSも更新が命だと思いますので、そういうのも随時行うようなメンバーと今後なっていくのか、そういう別の組織を作るというか、町長のフェイスブックを載せるだとか、そういうところもあると思うんですが、まだそういうところも検討されているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ちょっとSNSについては、まだ一問目のご回答でもお示しましたけども、何にするかという選択はこれからということなんですけども、ただ非常に即時性というんですかね、明日あることを今発信するとか、新しい情報を出した時にこういう情報を出したよというところもございますので、そういった意味では、各課長のですね、決裁を待って、そこを載せるのかとかっていう、要するに情報の新しさとか新鮮さという意味からいくと、ちょっとそこの辺は考え、今後検討をしていかなければならないかなというふうに思っています。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） はい、わかりました。SNSは今後で検討されてるということですが、リニューアルする際に当たりですね、ホームページの中で、各いろいろな自治体を見ていくと、町独自のアプリを開発している町や市町村もあるということですが、また町全体の業務として、アプリを作るとすると、多分ものすごい量の情報量だし、いろんなものがあるとは思えます。例えばですね、昨日の西山議員の質問でもありましたが、ごみの分別の手引きなど、時代の流れによってですね、内容が常に変化するようなもの、そういうやっぱり常に新しいものを求めるものに対して、ごみ専属のアプリを作るだとか、また、それ違う、ごみじゃなく違う福祉の関係でも簡単にすぐ押せば何かがわかるようなアプリを開発するような考え方があるかどうかをお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、ホームページを超えて、ちょっとそういった政策ごとの部分、役場全体のもののアプリがホームページかなっていうふうに、ちょっと古い人間ですけど、そんなイメージなんですけど、先進の自治体でいくと、子育てアプリとかですね、先ほど言われた、もっと進んで、ごみ処理なんかは逆に言うとAI使ってラインで一方的に回答が職員を介さないで出てくるとか、そういうのも実証段階に入っているというのをお聞きしておりますので、そういった意味では、ホームページのシステムではなくて、各担当課としてのシステム化というのも今後検討されるであろうというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、検討されるということで、今のアプリの話じゃないですけども、何点かいろいろ課によって絞られて作られる可能性もあるということですので、若者がですね、身近に町のホームページを見る、そういうアプリを見るということで、訓子府町の情報を簡単に知ることができるような方法をお考えいただければなと思いますので、よろしくお伺いいたします。

またですね、ホームページ、北海道のホームページ、それから北見市のホームページは、バナー広告が載っていたりするんですが、北見市は広報紙にも各企業の広告が載っていたりするんですが、訓子府町の新しいホームページでは、そういったバナー広告等は募集するかどうかということを含めてお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 一部、職員に新しいホームページに対するアンケート調査っていう形で、ちょっと職員なんですけど、その中では議員おっしゃるバナー広告、要するに広告料を2千円なり3千円ということにとった方がいいんじゃないかというところは出

ております。そういった意味では、システムなんで、枠として作るのは簡単に作れるかな、そして載せるのもある程度簡単にできるかな。具体的にどの企業がっていう問題も含めてありますけども、そういった意味では、そういう機能を持たすということは十分可能かなというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、ホームページ、15名ほどの検討会を作られるということで、これからですね、いろいろ今言った話も含めて協議をされていくんだと思います。ホームページが完成する年度内にはすると思うんですが、いろいろなところでいろんな情報を仕入れていただいて、よりよいものを作っていただければいいと思うんですが、またインターネットの時代にはなっているんですが、それらを使う方が、使うことが難しいだとか、ホームページ見ることが困難な高齢者の方などの情報発信ですね、それをどのように考えているかをお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、必ず出るであろう、そういった機器を使えない方への情報発信、当然、町の一つの大きな媒体としては広報紙がございますので、ただ、1か月に1回なんで、どうしても即時性という部分ではどうしてもホームページにならざるを得ないということは実態なんですけども、そういった部分の1か月後の情報も含めてですけど、1週間、1か月後の情報も含めて、広報紙ではお知らせをしていくということと、そういった意味では時代背景的には、もう既に80歳に近い方がスマホを活用しているということもありますので、あと10年すると90歳前の方がこうやってスマホをやっているのかなっていうのも想像していますので、そういう意味では、発信媒体としてはたくさん持っていたいなというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、80歳、90歳でもそのうち皆さんスマホを持つであろう時代が来るだろうということでお話をいただきましたが、高齢者の方はまだまだテレビやラジオの時代の人たちなのかなとは思っています。道内でもですね、何か所かは市町村でのケーブルテレビや自治体主導の町営放送などを行っているところもあると思います。今さら全戸にですね、ケーブルテレビを引くっていうのもちょっと時代の逆行をしているのかなとは思いますが、ADSLサービスが終了するということもありますし、第2回の定例会で西森議員が光ファイバの整備方針について質問されていました。その中で回答でインターネット通信環境については、地域格差があってはならない。一歩踏み出した検討をするというご回答をいただいていたと思います。それに従ってですね、全戸に光ファイバのインフラ整備を行って、それを使って町営テレビを例えば放送して、町の情報を発信する。またですね、NTT西日本で行っているんですが、テレビ向けの自治体情報配信システム、光タウンチャンネルというものがやっているそうです。住民の方々はですね、自治体から配信されたお知らせや情報、また地域のイベント情報、ごみ出しカレンダーやバスの時刻表などの行政情報を専用の機器を通してですが、接続された自分のテレビで見ることができる。そして専用のリモコンを使って簡単にそのチャンネルを選ぶことができるということで、また配信先の町ですね、それと、あ、配信元の町、配信先の町民が双方のコミュニケーションをとることもできるそうです。それによって高齢者の見守りや子どもたちの教育、

自治体から住民に何件か先ほどから出ていますけれども、アンケートをとったりすることもできる。また回収もできるということがあるそうです。NTT西日本なので、まだ北海道の方にはまだできないみたいですが、東日本とは違うのでちょっと情報的にはこちらでやっているのではないみたいですが、今後、光ファイバを引くにあたって、そういうところと契約、また動画が本当に難しければ、音声だけでもいいと思うんです。災害情報や防災などの関係の情報をテレビを使って見る。やっぱり老人、高齢者の方はテレビだと思うんです。そのテレビを外せないような方向性は、こんな新たな取り組みがあるということですが、今たぶん聞いてすぐ返答はないんだと思うんですが、今後考えていくようなことはないのかなと思ってちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、6月定例会の光ファイバの回答の中の部分から、ちょっと発展したお話をご意見も含めていただきました。そういった意味では単に実践会地区に光ファイバ網を設置をするだけでいいのかっていう議論は当然ございます。そういった意味では2次側の活用をどうやってやっていくんだ、それが先ほど工藤議員のご質問の中にもありましたけども、当然スマート農業にも当然活用をしていかなければならない部分ですし、そういった意味では議員言われるとこの行政側の情報発信に何をやるんだというのはまだちょっとあれですけども、よく聞くのはタブレット型の部分が最近では活用をされているのではないかっていうのはお聞きしますし、そういった意味では町の、先ほど議員もおっしゃられた防災無線というのは今アンテナ系、アンテナ系というか要するに消防のスピーカー系しかないということもありますので、そういったものも含めた複合的にそういったICTというか、ソサエティ5.0はないと思うんですけども、そういった部分の情報格差がないような部分で、さらにその基盤をより効果的に効率的に活用できるような体制は今後検討していく必要があるのではないかというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今のご回答で今後進めていくという、検討されるということでお話をいただきましたが、最後にこのホームページに含めて、すべて今言った情報発信を含めて、町長から何かご意見ございましたらお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 70代の町長としてはですね、大変苦手な分野でありますけれども、しかし、挑戦しながら、若い人たちに学んで進めていこうと思っておりますけども、やっぱりうちの町のホームページは古い。そしておもしろくない。これはですね、時代の要請に応じていく。そして今の技術力で最大のものをやっぱり登用していくということは、今、伊田課長を中心にして、若い職員たちが今、プロジェクトチーム作ってやっておりますので、谷口議員のご期待に応えられるように頑張っていきますので、よろしく申し上げます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、ホームページ、本当にですね、良いものができることをですね、そして本当に良いものを作っても誰も見ないというものだけはやめていただきたいなと思っておりますので、ぜひですね、町民皆さんが1回は必ず開くような、素晴らしいホームページを作っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

次の質問に入らせていただきたいと思います。

訓子府高校の振興と存続についてということでお伺いいたします。

町長の町政執行方針では「子育てするなら訓子府」「教育の町、訓子府」と、教育長の教育行政執行方針では「子どもたちの未来輝く教育のまちづくり」とあげられています。今後もさまざまな子育てや教育のことを聞いていきたいと思っておりますが、今回は本町のまちづくりに欠かせない訓子府高等学校の振興と存続について伺います。

一つ目、今年度さまざまな要因も考えられるとは思いますが、入学者数が12名と大変衝撃的な数字でありました。それに伴い、現在訓子府町で行っている訓子府高校入学や通学する際の八つの支援策がありますが、それ以外の新たな支援策の考え方は。

二つ目といたしまして、公立高校配置計画では、今後の条件の悪化によっては存続が危ぶまれることもあると思っておりますが、存続に向けて道教委や訓子府中学校との連携などは行っているのか。ということをお伺いします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「訓子府高校の振興と存続について」2点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

訓子府高校の歴史は、昭和23年に現北見北斗高校の分校として創立し、昭和27年には訓子府高校として独立、その後、昭和51年からは道立に移管され、昨年、創立70周年を迎えた伝統と歴史ある高校であります。

この間、3,600人を超える卒業生が巣立ち、社会を担う有望な人材を地元はもとより道内外に輩出するとともに、本町のまちづくりや文化活動に大きく貢献するなど、地域にはなくてはならない教育機関であります。

1点目の「現在訓子府町で行なっている訓子府高校入学や通学する際の八つの支援策がありますが、それ以外の新たな支援策の考えは」とのお尋ねがございました。

令和元年度の入学者は12人に留まり、大変残念な結果となりました。この結果については、少子化に伴うオホーツク中学区の中卒者の大幅な減少、私学であります藤高校の男女共学化が大きく影響しているものと考えております。

訓子府高校への支援策については、平成11年に「訓子府高等学校振興会議」を設立し、全町が一丸となって地元高校を応援していく体制づくりを図ってまいりました。

これまで、高校の振興対策といたしまして「入学準備金」、「通学費助成」、「新入学生に対する教科書代全額補助」、「修学旅行費助成」、「各種検定料全額補助」、「各種資格取得受講料助成」、「外部講師による放課後学習支援」、「希望者への給食の提供」と、八つの支援を行ってきているところです。

この支援策が、地域の保護者や生徒に浸透してきたことにより、これまで30人前後の入学者を確保してまいりましたが、近年は、中学区での公立高校の定員割れなどによる高校の間口の広がりや、生徒の高校を選択するニーズの多様化などにより、この八つの支援の魅力が薄れてきていると考えているところです。

このような状況にあることから、この八つの支援以外の新たな支援策については、「訓子府高等学校振興会議」や訓子府高校と訓子府中学校の保護者・学校関係者、教育委員会組織します「訓子府高等学校連携支援会議」などで出された意見や要望を基に「経済面での支援」、「学習面での支援」、「学校環境面での支援」、「地域との連携面での支援」など、訓子府高校の魅力づくりに向けた支援策などについて、訓子府高校をはじめ関係機関と検

討を進めているところです。

次に、2点目の「存続に向けて道教委や訓子府中学校との連携などを行っているのか」とのお尋ねがございました。

令和元年度のオホーツク中学区での公立高等学校配置計画では、既に令和3年度に北見緑陵高校の1間口減が決定済みであります。令和4年度においては、中卒者が前年度と比較し若干増加することから、中学区での公立高校の配置見直しは行なわれないことが決定されました。

しかし、令和5年度から令和8年度までの4年間の見通しでは、中卒者の数は大きく変化しないものの、令和元年度の中学区内の公立高校12校において、8間口分の304人の欠員が生じていることなどの実態を踏まえ、この4年間で0から1学級相当の調整、欠員が40人以上生じている学校の定員調整などが必要と見られ、北見市内校や郡部校での再編整備の検討がなされる見通しにあります。

存続に向けて道教委や訓子府中学校との連携などにつきましては、まず、道教委に関しては、町長や教育長が出札した際の訪問や「公立高等学校配置計画地域別検討会議」の前段に行われます懇談の場などにおきまして、機会あるごとに訓子府高校の役割が近隣地域で十分認識されていることや、地域と連携した教育活動の取り組みなどの、特色ある学校づくりについて意見交換を行っているところです。

また、訓子府中学校との連携では「訓子府高等学校連携支援会議」を毎年開催し、訓子府高校の特色ある教育活動や高校に対する保護者ニーズなどについての意見交換を行い、訓子府高校の支援対策に結び付けているほか、小学校やこども園などの教育機関と連携し、互いの教育活動に生かしているところであります。

訓子府高校の置かれている環境は、少子化による中学校卒業生数の大幅減少など、今後とも厳しい状況が続くと認識しておりますが、町内唯一の高等学校であり関係機関との連携をさらに図りながら、存続に向けて努めてまいります。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、ご回答いただきまして、訓子府高校へのはですね、教育振興会議等々で多くの支援をいただき、ありがたく思っている限りです。皆さんの手元にも、この学校案内を置かせていただきました。八つの支援、先ほど教育長からご説明されました八つの支援、本当にたくさんの支援をいただきまして、訓子府高校が存続に向けて頑張っているということですが、高校ともちょっとお話をする機会も何度かありまして、今後学校としてはですね、生徒への支援として入口の支援というのありがたいですが、出口の支援も考えていただければなということのお話もありました。卒業後ですね、公務員や大学、看護学校へ進学する際にですね、放課後講習を行う際の外部講師、それからですね、講習に例えば出た場合に路線バスが間に合わない場合などのバス等交通機関の支援など、今後、小さな学校でも、例えば北大に目指せるような学校になりたい。そのようなですね、スキルアップを図っていくような生徒のための支援を求めているようですが、それらについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 先ほどお話したように、振興会議なり連携支援会議の中でも、入口という部分の経済的な支援というだけじゃなく、出口の保障っていう部分、例えば希望する大学や進学先に経済的な面で困難な方含めて、国でも今、給付金制度だとか、授業料の免除制度なども含めてやっておりますけど、それらと合わせた中のことと、例えば入学するにあたりとか、就職するにあたり、例えばいろんな経費もかかりますので、俗に言う準備金等の支援などのお話も出ているようなところでございます。それで高校側とも十分今協議しているところでございますけど、特に今言っている子どもたちが高校に入って、やはり進学なり就職する保障をどうしていくかというところが、それが訓子府高校の魅力化につながるんじゃないかというお話もしておりますので、そこに対する、実際、現在も公務員になれる方も、役場職員だとか、進学する方、訓子府高校の進路先をみると約3割の方が進学というか専門学校も含めて、して、約7割の方が就職に就かっているということで、そのような状況を踏まえながら就職のサポートだったり、進学するサポートの、高校側ではなかなかこう賄いきれない部分もあるので、そういうサポート体制の支援体制についても今、要望来ているとこなので、それがどういうふうを実現させていくかも含めて、今、内部検討しているところですので、それらもご理解いただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、高校からの要望に対してもいろいろ検討していただいているということで、大変ありがたいと思えます。またですね、今後、基幹産業であります農業の授業も高校は取り組みたいというお話もありまして、スマート農業についてもですね、ホクレンの施設等で授業を行う予定もあるそうです。あとそれに対してですね、移動する交通手段、また、あとですね、学校に敷地内にビニールハウスがあるんですが、そこですね、授業を行っているということで、なかなか先生も変わるものですから、ハウスでの畑の耕し方や野菜の育て方など、アドバイスをいただきたいという声もございまして、それも先ほど言った外部講師という話にもなるかもしれませんが、そういったスマート農業に取り込む、農業授業を取り込むということに関しての町として、教育委員会として、どのような支援を行えるかということをお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、訓子府高校の中の農業の取り組みについてのお話だったと思えますけど、今年、学校側からやっぱりさまざまな体験をしたいということと学校関係者というか、同窓会の関係者からホクレン実証牧場の方でスマート農業を先進的に進めているので、その辺で生徒がそのようなことを体験しながら、さまざまな職業なり、例えば農業への関心など深まるような形で進めたいんだというお話を聞いて、それは非常に基幹産業であるうちの農業を知っていただくためには非常に素晴らしいことだなと私自身も思ひまして、足の確保の部分もご相談していただいているんですけど、それらも含めて、町としてはやっぱり地域の教育を知っていただくためには、そういうことも協力していこうということで今、進めているところでございます。また従前より高校の敷地内ですね、ビニールハウスがあって、子どもたちがそこでさまざまな作物を植え付けながらやっているとこなんですけど、そこを指導できる方がなかなかいないということのお話を聞いてますし、町では今、コミュニティスクールという制度を進めながら、こども園からできれば高校まで、そういう何かそういう地域、ふるさと教育の中で農業が行えないかということも

含めて今構想しているところなので、それらを含めて、例えば地域の方が高校に行って、農業の経験されている方がその辺を教えられるような形、また現在、スクールサポーター制度っていうのもございますので、それらの要望があれば、その辺のところを受けながら、そういう人たちを派遣するような形で取り進めたいと思っているようなところでございます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 農業の方は支援していただいているということですので、また今後お願いしたいなと思います。あとですね、今年度、野球部が復活する。またですね、美術部の生徒が佳作をとり、全道大会へ絵を出すことは叶いませんが、大会に行って勉強をすることができます。またですね、吹奏楽が10月には全道大会に出場する。昨年度は部としてはなかったんですが、生徒個人がですね、ボクシングで全道大会に出場するなど、少人数ながら部活動が盛んに、そしてですね、成果を上げているのが現状です。また、ボランティア部に至りましては、町内のイベントやさまざまな他の学校、小中学校に行ったりとか、いろいろボランティア部としてのいろいろな活動をされているというのが現状であります。こういったですね、部活動に対する支援が本当に10月に吹奏楽部が全道大会に行くんですが、楽器を運搬する等でやっぱり作業が大変だということで、保護者の皆さんは10数万円の負担が生じるということもあるそうです。また別の高校の話になりますが、例えば全国大会だとか、世界大会がある競技があるかどうかとは別として、世界大会に出場する選手もいる高校もあるらしいのですが、そういうのが決まると自治体で全て支援してあげるといって高校もあるそうです。そういう町もあるということです。そういった中、町立高校ではないので、なかなか全てが支援してあげる、道立高校という立場の中で全てを支援してあげるといって難しいとは思いますが、あらたな生徒のための支援として、今後ですね、部活動の取り組み、そういうことに対しての支援はどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） ただいま、訓子府高校の部活動、それとか生徒の活動に対する支援の考え方ということでありますけども、まず吹奏楽部は今回の全道大会に推薦で出場するという話の方は受けておまして、学校側と協議している中では現行の予算の中で何とかなるということの話を受けているところなので、今後将来に向けて子どもたちが活躍の場をどう支えていくかということを先ほど議員がおっしゃりましたとおり野球部の活動だったりボランティア部での町内の活動だったり、生徒会活動だったりという部分をどう町の支援として支えていくかということは今後学校側と協議させていただきながら、一番最初に申し上げた訓子府高校の生徒が輝けるための支援をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今の部活動も本当に生徒会もそうですけども、いろんなところで訓子府高校の生徒、活躍していらっしゃると思いますので、その授業だけではなく、そういう部活動、放課後のことかもしれませんが、そういうところも支えていただければなと思います。またですね、教育長と訓子府高校の校長先生ですね、北見市の中学校をPRも兼ねて回って来たという話も聞いております。存続に向けて多くの生徒に入学していただくというのが大前提ではございますけども、訓子府中学校の生徒や北見市の中学校の生

徒がですね、訓子府高校に対する思いというか、野球部ができたということで、いろいろ話も訓子府高校に野球部ができたんだという話も出ていたという話も聞いていますが、教育長が感じられた部分があればお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 数年前から私と訓子府高校の管理職と北見市内の中学校と置戸中学校と数年前は陸別からも入学者がいたので陸別にも出向いてそれぞれの学校の学校長なり進学担当の先生と意見交換と訓子府高校のPRも兼ねて3日間ほどをかけて話しているところなんで、その中で特にそれぞれの学校からの意見の中では、先ほど質問もあったように町が行っている八つの支援というのは十分保護者なり生徒さんにも知れ渡っていて、大変さっきこのパンフレットの中にも出てたように、この経済的支援が一つ訓子府高校の入学するきっかけになったということもあって、その辺のところでは非常に感謝しているのと、特に給食の提供が保護者の負担軽減については大変ありがたいという声もあったようなところでございます。またさまざまなお子さんというか生徒が訓子府高校には入学してきますので、例えば中学校時代なかなか自分が出せないような子どもも、そういう少人数でも訓子府高校に行って活発な活動をされているということで、そういった評価も、それと学校の先生たちの一人一人のきめ細やかな教育も含めた、そういう学習指導についても高い評価を受けていたようなところでございます。それと部活動のこともお話出たんで、特に、今年、去年ですね、今年からですか、野球部が復活して、非常に各中学校の中でも、やっぱりそういう野球部が復活したということでは非常にこの進路先の一つとして、やっぱりこう高校という選ぶ際にはやっぱりそういった面では野球部ができたことの評価が高かったということで、ちょっといろんな意見の中でお話をさせていただいている中ではやはり今、中学校を卒業して進学する際のやっぱり進路先として選ぶ優先順位というのかちょっとわかんないですけど、一番はやっぱり学力の問題、次に今は部活動、そしてもちろん経済的な問題とか、そういう中でやっぱり進路先が選ばれているような状況の中で言えば、訓子府高校のそういう部活動の活躍がやっぱりこう1人でも多い入学者の確保にもつながっていきけるのかというふうに思っているようなところでございます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 本当にですね、中学校の皆さんは訓子府高校にちょっと関心があるということで、来年度ちょっと楽しみなところもあるのかなというところがありますが、来年度ですね、公立高校の配置計画では、斜里高校が1クラス復活するという話も今回9月の配置計画では出ておりました。道教委の方もですね、春と秋の配置計画ではですね、さまざまな方向性を模索しているのかなというのも現状でありまして、先ほどもご回答にありましたが、訓子府高校に対しての道教委に対しての何か要望を上げていることがあれば教えていただければと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 道立高校ですので、設置者は北海道になるということなんですけど、そのような中で町内唯一の訓子府高等学校という中で、今、谷口議員おっしゃったように、中学区というのが1市5町ですね、があって、ここ5年間で約250名ほど生徒数が減っているということと、そこと高校配置計画の中の間口の問題をどうやっていくかっていうのあるんですけど、先ほど最初に答弁したように、今現在、今言った1市5町の

中で12校あるんですけど、高校が、普通科高校と公立高等学校が、その中で11校が、何て言うんですが、欠員が生じているということで、1校だけが欠員に達しているというところで、その欠員数を足すと304人ということで、約1クラス40人と考えたら8間口分が今も中学区の中ではちょっと生徒の中卒者と比べたら、そういう状況なことと、あと前段申し上げたように、藤高校っていうのが私学の中であるんですけど、そこが定員が140名で、その辺の男女共学化の中で定員を上回る入学者が多かったということが今回の中学区全体での欠員の状況ではないかというふうに思われるようなところでございます。そのような中で前段検討会議でも懇談する場が道の担当者とありますので、先ほど来言ったように訓子府高校のここの中学区、特に北見市と置戸町なりの含めた1市2町での訓子府高校での役割というのかな、普通科高校でのだとか、地域での取り組み、先ほど言った農業のこともそうなんですけど、地域での活動のことだったりとかということも含めてお話をさせていただいていることと、あと配置計画の中で私自身が言っているんですけど、やっぱり機械的に入学者だけのことで配置計画を決めるのではなく、今までの歴史的背景や道立高校なんで、そこだけではなく、やっぱり一緒にこの訓子府高校のこれからのあり方も含めてですね、考えていってほしいというふうにお話もさせていただいているところでございます。これからもその辺も含めて道教委と協調しながら振興を図っていきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） これから道教委に対して強く言っていただければなと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

またですね、高校の先生や生徒と話す機会も多いものですから、町行政に興味を持っていただきたいという考えもありまして、学校側も授業の一環として地域との関わりをもっと持っていききたいという考えもあり、例えば高校生議会のようなものも開催してみたいということも学校としての声もあるようなのです。我々議会もこれから検討していかなければならないと思いますが、行政として、そういったものがもしやりたいという時に受け入れるお考えがあるかどうかをお伺いたします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） いつの議会かはちょっと記憶にないんですけど、確か工藤議員の方から子ども議会の関係でご質問があった時にもお答えしているように、やっぱりこういういろんなとこの中で子どもたちがやっぱりそういう議会制度なり、そういうことを含めた中で教育をするということは必要だというふうに思っていますし、逆に言えば行政側からしたら、その子どもの視点に立ったまちづくりや、そういうとこの意見を受けながら、まちづくりに役立ててという、そういう二面性が私はあるんじゃないかなと思っていますので、それらのことを含めて、高校生の選挙権の問題もありますし、その辺が関心を深めながらやるということと行政側でその辺の受け入れということは今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今ですね、訓子府高校の話として、お話をしていましたが、今、今後ですね、訓子府高校の生徒だけでなくですね、訓子府町に在住して北見市、他の学校に通っている生徒、全ての生徒に対しての支援として、例えば奨学金であります、現

在は自営を含む地元産業に就職した場合は50%の償還金でいいという金額の制度ですけども、例えば訓子府町に帰ってきて働いた場合は100%にするだとか、また高等学校等就学支援金制度という制度がありまして、所得制限ありますが、授業料の無償化になっているのが現状ですけども、経済的な理由により就学困難な生徒や障がいを持つ生徒などの保護者に対して負担軽減のため、小中学校にですけども、就学援助をしていると思います。そちらの方を訓子府、地元の高校生、北見に通う生徒も含めまして、訓子府町に住んでいる高校生にそこまでを延ばす考えはないのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 奨学金と就学援助という二つの面でのお話だと思いますけど、確かに前段言った町が無利子で貸している奨学金制度の中で地元例えば就職したりした場合はその分の2分の1、50%で償還いってというのは今制度の中であれしているところでございます。それでそれが訓子府高校の生徒さんに限らず町内の子どもたちに対してその辺を行っているんですけど、町長の4期目の中で触れられている特に低所得者の方のそういう制度も今後検討していくことにしているところで、その辺とこの頃合いがどうするかということも思いますけど、それと先ほど前段、私が言ったように、国の制度の中で来年度から給付型の奨学金というんですかね、と授業料免除のことも出されたことなんで、そこは優先しながらそれ以外の方たちをどうしていくかということは今後の検討課題だっというふうに思っているところです。

また、就学援助でお話をさせていただくと、小学校、中学校でいえば、準要保護制度というのございまして、うちの基準で言えば生活保護費の1.4倍というところで、年収で言えば大体4人家族で380万程度の世帯の方が受けるということで、約、大体15%ぐらいの方が、その支援を受けているようなのがうちの状況なんですけど、確かに高校に、それは中学校までの制度なんで、高校以降の制度というところではないんですけど、これはまたちょっと別な制度があって、道かな、道か国の制度の中で、就学援助的な部分で所得に応じて援助しているという制度もありますので、各高校の中でもそれは案内しながら生徒さんたちの支援に努めているところで、ただ、そうは言っても、そういう制限がありますので、それらのことを含めた中で、これから子どもの貧困対策も含めた中で町全体でそれを総合的にどうしていくかというのはこれからの課題かなと私自身は思っているようなところでございます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今ですね、町長の4期目の政策ということで、お話はありましたが、最後に町長、高等学校の今後の取り組みについて、何かございましたら、よろしくお願いたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 一つはですね、一自治体、一道立、あるいは町立でもいいんですけども、高等学校を残してほしいって、残すべきだという主張はもうずっと私は一貫して述べてきておりますし、その点でいくと、もし、子どもの数が減ったとしても、それは教職員を減らさないで豊かな学校教育実践ができるようにしてほしいということを北海道教育委員会には再三にわたって申し上げておりました。これは今も変わらずですね、これからも強く求めていきたいというふうに思っています。それから、学校の例えば入口の部分

で子どもに対する支援はどうなのかという意見がありました。これはですね、教育委員会と学校がですね、高等学校がきちんと話し合いをして、もっとも必要なことであれば、私は支援を惜しまないというふうに考えておりますし、奨学金のことについても、私はやっぱり経済的な理由で高等学校に行けないということはもう時代的にはもう避けなきゃいけないと。それは一定の条件どう付けるかって、例えば成績のうんぬんとか、経済的にうんぬんというのあるんですけども、少なくともやっぱりそういう子どもの貧困も含めてですね、抱えている子どもたちが安心して大学に行けるような、そういうものっていうのはですね、やっぱりちゃんと制度として作っていかなきゃならないというふうに考えています。議員がおっしゃるように、一つは特徴をどう持たせるかということもあります。例えば、鳥取の海士町のようにですね、塾的なことをですね、例えば東京大学や6大学の大学生を住まわせてですね、そこで塾を開催して入学者を増やしていくとか、いろんなやり方が全国的には今出てきておりますけども、ここまでできるかどうかは別としても、やっぱり何とかしてですね、訓子府高校の存続を進めてまいりたいというふうに思っております。私は最近、教育長さんをお願いをしているんですけども、先生方が努力して、あるいは教育委員会の職員が努力して各学校を訪問して、そして訓子府高校の良さをですね、アピールするという事はものすごく大事だと。そしてその成果が着実に今表れてきていると。だけど基本はそこに通っている子どもたちがやっぱり訓子府高校いいぞということですね、どうやって現役の例えば訓子府中学校の子どもたちにきちんと訴える場を設けるべきだと。そして訓子府高校来いというようなことがですね、やっぱりベースにしていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思っています。地域に訓子府高校が北斗高校の分校として始まったこの歴史を決して消してはならないと。私は例えば、これはいつでも中学区の説明会の時でも意見を言っちゃ町長ですから、で、例えば藤高校、定員を超えて何十人もオーバーして募集する。こんなことがあっていいかということも含めてですね、私はそれぞれの学校や地域がね、地域エゴや学校エゴのような形で子どもたちの選択肢を取り合うだなんていう議論はもうやめるべきではないのか。現在の今、網走教育局長にもはっきり言わせていただいていますので、これはさらにやっぱりみんなでこの町のこの地域の高等学校の努力をどうするのかと。状況をどうやって作っていくかってことが問われている。もっと雑な言い方をすると、いろんな全国の数多い高等学校をなくしてはならない運動の中では同窓会とか卒業生の力っていうのはものすごい。残念ながら訓子府高校はまだまだ駄目です。こういう意味では現役の親もそうですけども、訓子府高校の卒業生たちが本気になってやっぱりこの学校を残すという声、世論をですね、運動として作っていくということも今問われているんじゃないかなというふうに思えてなりません。私も頑張りますんで、よろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今後ですね、さまざまな訓子府高校に対しての支援、また訓子府中学校の生徒がですね、高校等に進学する支援をぜひお願いしたいということとともに、地元の高校存続に向けて学校と一緒にあってひと肌脱いでいただければなと思いますんで、どうぞよろしくお願ひいたします。これで私の質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 4番、谷口武彦君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

本日の日程は終了いたしました。会議時間が残っております。
議事運営について、議会運営委員長、副議長と協議のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分
再開 午後 2時51分

○議長（須河 徹君） 休憩を解き、会議を継続いたします。

◎日程の繰り上げ

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、議会運営での協議のとおり一般質問が早く終了した場合は、順次日程を繰り上げて審議することにしておりますので、この際、日程を1日繰り上げたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、日程を1日繰り上げることに決定いたしました。
ここで3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時52分
再開 午後 3時00分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第46号、議案第44号

○議長（須河 徹君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第46号、議案第44号について、質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、議案第46号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 6番、西森です。私はこの問題、1点だけ質問したいと思います。

認定子ども園条例の一部を改正することなんです。これ非課税世帯だとか、多子世帯だとか、所得制限やなんかある訳ですよ、これそれを除いたほかの子どもの人数ってわかれば知らせてほしいと思います。

○議長（須河 徹君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（山本正徳君） 今回試算しているのは、4月1日現在の入園者数で試算しております。全体の人数につきましては136名おります。その中で無償化、多子減免等除きますと最終的には36名が減免等のない人数となります。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 6番、西森です。これ世帯数も知りたいんですが、36名ということで当然この36名の中には、多子世帯、非課税世帯、年収だとかに引っ掛からない、税金がかかっている世帯のことだと思うんですが、どうも私、これに関しては非常に不満に思っております。税金を所得税を精一杯払って、なおかつ子どもの子育て、保育料までやっぱり差を付けるのか、これは考え直していただいて、ぜひ36名で何世帯になるかわかりませんが、全額やっぱりこういう保育料、何年かの保育ですよ、これに関してはやるべくとするならば36名分ぐらいは「子育ての町訓子府」とうたっているだけあって、やっぱりやるべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず今、前段課長がお答えしたように、消費税の増税に伴いまして、10月1日より国が3歳以上の、うちでいえば3歳、4歳、5歳の方の保育料を無償化するというので、それについては町もそれに応じた無償化をするということでございます。また3歳未満の方については、国は非課税世帯のみということで、うちでいえば1人しかいないんですけど、3歳未満でいえば、全体で47人いて、1人しかいないんですけど、その分は国の無償化に応じた、やるということでございます。まずね、それで3歳以上につきましては、3歳といろいろこうごっちゃになると思いますけど、3、4、5歳につきましては、保育料は無償化になりますので、残るのは給食費のみっていう、そこは実費負担をするということで、まずご理解いただきたいと思います。さらにそのほかに町の独自施策として、3歳以上で教育って言っているんですけど、1時30分でお帰りになる子どもがいるんですけど、そのほか、預かり保育ということで、この方が16名いるんですけど、そこは国の無償化以外なんですけど、町は独自にそれは無償化するというので、3歳以上については保育料は無償化ということで、それで成り立つということでございます。さらに町としては低所得者対策ということで360万円相当数以下っていうんですかね、その方を無償化する、保育料と給食も含めて無償化するというので、その方が町の独自としてやるということで、先ほど言ったように、36名がその136人のうちに残ることになるんですけど、基本、保育料については所得階層によって徴収するもので、うちで言えば11階層に分かれているんですけど、その中で特に今回の部分では国の制度と合わせて町独自で所得制限が、所得が低い方を特にやったということで、今後、その辺のとこの残りの部分の保育料にはなるんですけど、36世帯分、特に3歳以上については全員協議会でも山田議員からお話があったように、給食費を含めた部分ではどうなのかというお話もあったんですけど、そこは今後、義務教育である給食費も含めた中で、その辺のどこを検討したいと思っていますので、今回は特に、低所得者層に向けての無償化に向けた町の施策だということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

山田議員。

○7番（山田日出夫君） お聞きします。今、教育長の回答で今回は低所得者を対象としたもんだということでもありますけども、低所得っていうことは大人の世界の話なんですよ、全員協議会でも私主張しましたけども、健気な子どもたちにとっては、親の所得なんていうのは全然関係のない話なんです、だから大人に対する行政サービスをする時は所得に応じて負担額、負担割合を定めるっていうのは非常に納得できますけども、子どもさ

んに低所得者でというくくりは、今、回答聞いても納得は私はするものではありません。それで、この36人、世帯数、答弁なかったですけど、おそらく三十前後でないかと勝手に想像しますけども、この対象外に今回なる人の給食費等の金額っていくらでしようかというのの一つ、それと年収360万円未満でくくってますよねこれ、この意義、この2点お聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（山本正徳君） ただいま、給食材料費の関係の部分でと360万円未満の意義という形の部分のご質問がありました。

まず給食材料費につきましては、3歳以上の360万円以上の世帯に対して給食材料費がかかることとなります。対象者につきましては70名あって473万円ほど、して、その中で2人目、3人目の多子世帯の減免があります。その方が44名おられます。その方の減免分については約206万8千円ほど、差し引きますと給食材料費につきましては26名で266万1千円ほどの金額となります。

それと360万円の区切りの関係のご質問があったんですけども、国の方での減免、給食材料費の副食費の免除の規定の部分が約360万円相当未満世帯ということで決められております。おおむね夫婦とお子さん2人、4人世帯でおおむね360万円未満相当の区切りとなっております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今360万円のボーダーラインというか、その話なんですけど、今言ったように国も副食費の部分の360万円って出されたところなんですけど、先ほど言っている町がやっている準要保護、生活保護の1.4倍が今言った世帯で言えば大体それぐらいの世帯と階層がそこになるんで、その世帯をやったということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

山田議員。

○7番（山田日出夫君） 2回目の質問です。360万円、380万円あたりの、それに合わせたんだというようなことで、まあまあ一定程度理解しときますけども、前段のですね、多子世帯も含めて473万円だっているんですよ、漏れるのが、今回、やはりもうこの金額聞いてもですね、やっぱり、ただ納得いきませんが、教育長の答弁では、そう間を置かないで義務教育の子どもたちを含めて、総体でこの辺は検討していきたいということで、今日は全体を反対するということにはならないと思いますけども、答弁、ぜひ早めにですね、実現に向かっていただくように最大の努力をしていただきたいと思います。それが西森さんもしみじくも言われましたけども、教育執行方針だとか町長の執行方針に出てる、あの輝かしい文言とですね、合致する教育重視の町になっていくと思いますんで、私が今質問していることに積極的に対応していただきたいということに対して特にありましたら答弁をお願いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 山田議員のおっしゃることは原則的に僕は正しいと思います。で、これは国の施策もにらみながら、管内的な状況もにらみながら、既に全部無償化っていう

ところもある訳ですから、ただもう一步先を見通して学校の義務教育の給食費をどうするかって議論も含めて考えていかなきゃならないなど。で、もう一つね中に入った議論の中にせめてお米のお金ぐらいは自分で食べるものを払うということも大事なんじゃないのかって議論も含めてですね、これは管内的にもそんな議論がございましてですね、まずはここからはじめよう。低所得者優先的な考え方でいって、次に全ての子どもに行き届くような無償化をできるだけ早くですね、やっていきたいというのが考え方ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ございませんか。

河端議員。

○5番（河端芳恵君） 5番、河端です。まず今回この表、とてもわかりづらかったんですが、まず3歳以上は幼児教育の無償化ということで無償になるってことで、3歳以下の子どもたちに関しては今までどおり支払い、保育料を親が払わなきゃならない。そのために負担を減らすために減免措置とか多子世帯応援、いろんな減免措置があるっていうことでよろしんですよ。

それと例えば30ページで利用者負担、下の方、3号認定のところにあります利用者負担額と利用者負担月額、これ、午後4時半までとありますけど、これの差っていうのがちょっとよくわからないんで、利用者負担額の方が金額的には高くなっていますよね、後の方の第7階層になったら、何かその辺り、どういうことで違いがどういう世帯なのか、どういうことなのか、ちょっとわかりませんのでお願いいたします。

それと12ページにあります一時預かりですね、それを時間によって、1回100円てありますが、これはどういうふうにして、先生がこの子どもが一時預かりだとか、そういうことで1回100円てありますが、どういうふうにして、これ確認をするんでしょうか。

それと全体に親にはどのようにしてお知らせするのかわかりません。ただ、保護者の中には保育料の減免ていうと、すべて訓子府の保育料は無料になるのかなって勘違いしている方もいらっしゃると思いますし、そういう方たちも含めて、親切な、丁寧な説明っていうのが必要かと思いますが、どのように考えていますか。

○議長（須河 徹君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（山本正徳君） ただいま3点ほどご質問等がありました。

まず30ページの、これ別表1の3号認定の利用者負担額と利用者負担額、午後4時まで、4時半までの利用という形の部分のこの差っちゃう形のお話がありましたけども、まず3号認定の保育料の無償化につきましては、先ほど教育長からのお話もありましたけども、年収360万円未満相当の世帯に関しては保育料も含めて無償化を図ると。それ以上の方に対して、この表に、別表1につきましても、この第2階層まではゼロ、第3階層から従前の料金がそのまま入っております。

それと利用者負担額と利用者負担額の4時半までのこの差につきましては、まず利用者負担額の方の時間の決めが午後の6時半までの設定が標準時間となっております。で、それより短い時間帯の4時半までの利用についての金額差となっております。

続きまして、12ページの一時預かりの部分での1回100円のご質問がありました。

この一時預かりにつきましては、こども園に入園しているお子さんで、朝、通常は7時

半からの預かりとなりますけれども、それよりお仕事が早いとか、そういう場合で7時から子どもを預かってほしいという形の部分を随時必要な時に受け付けて、そのお子さんを預かっている金額1回当たり100円となります。また午後6時半から7時までの分につきましては、6時半までの通常の預かりなんですけれども、お仕事の都合等でどうしてもちょっと遅くなるよという場合に関して7時まで預かりをするという制度となっております。それも1回当たり100円という形で申し込みの中でやっております。確認の部分につきましてはお仕事の就労関係の部分で就労証明書等で確認をしながら進めております。その都度です。その都度申請があって、ひと月の中でこの月は何日と何日と何日という形の部分で申し込みがあったりとか、または一定期間、農家の方だとかで、収穫時期だとか忙しい時期だとか、そういった部分でちょっと遅くなるよとか、そういうようなケースの時に、この制度を利用していることがあります。

制度の周知の方法等なんですけれども、こども園の保護者に対しての周知、または広報での周知等を考えて、制度の関係についての周知の徹底等を図りたいとは思っております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 12ページの一時的預かりのことで、ちょっと補足的な説明させていただきますけど、基本、保育時間というのは、7時半から6時半というのが基本の時間で、それ以外に何らかの事情、特に、働くところが例えば北見だから、その時間まで間に合わないとか、そういう事情がある方に、特例的にこの部分の保育の前と保育の後にこの制度を設けているということで、それが恒常的ではなくて、そういう、例えばパートさんだったらシフトを組んで働いていますので、そういう時の方が利用されているという制度なんで、その都度、就労状況を確認しながら、この制度の中で預かって、それと1回ごとに、月の請求になるんですけど、1回100円という形でとらせていただいているというのが現状でございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。今の河端議員の最後の質問にちょっとかぶるんですが、来月の保育料から実施ですよ、そうなりますと、この議会で議決された後に保護者の方たちに、全体、何かこう紙面で広報するということですか、個人的には自分の保育料がどうなるかっていうことはわからないんですか。全体で周知するということですね、ごめんなさい。

○議長（須河 徹君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（山本正徳君） そうですね、10月1日以降の保育料からの発生となります。まず、個々に算定した形でないと最終決定はできないこととなりますので、まず制度の説明等につきましては、保護者の方にはチラシ的な形の部分での説明等は行うような考えではおります。あと全町的には広報でこういうような形の制度という形で、最終的には納付書等の発布等にはなりますので、個々の状態につきましては、納付書等の中で詳細な説明という形にはなります。そういうことで考えております。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、議案第46号の質疑を終了いたします。
次に、議案第44号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

余湖龍三議員。

○8番(余湖龍三君) 8番、余湖です。一つだけお願いします。ページ数、5ページ、商工振興、商工業振興対策一般事業、その中の3段目、住環境リフォーム促進事業補助金200万円についてお聞きします。

これについては、200万円また増えたということなんですよ、それで増えるのは大変結構なことだとは思いますが、今の段階でこれがわかって、これの何て言いましようかね、まず現実的に増やすなら増やすで、この事業に関しては最初申し込みを受けた時に五百数十万円、400万円のところが五百数十万円という金額があれして、結局抽選をして1回けりがついたと私は思っていました。それでまだ残り百何十万円があるから、希望者があるから、これ200万円また補正したのかなとか、そこら辺の事情もちょっとご説明いただきたいのと、それでこれ確か百何十万円足りないのに、200万円補正しちゃいますと、じゃあまた200万円分を新たな形で募集するのか、そこら辺もよくわからない。これ非常に良いことなんですけど、ちょっと順番が違うんじゃないかなというようなことも思うんですけども、できれば私は結果的に思えば、抽選なんかをやる前に補正をじゃあするから待ってくれとか、そういうことをやって、きっと私のみた感じでは、抽選をしてけりをつけたことによって、その外れた人の対応というのは非常にいろいろあったんじゃないかと思うんですよ、だからそこら辺の事情をどういうふうにかんがみて、これ補正をして、しかも数字が200万円って増えて、じゃあ増えた分はどうするのかと、そこら辺がよくわからないので、ずらっと説明してください。

○議長(須河 徹君) 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長(坂井毅史君) 今、商工費の住環境リフォーム促進事業補助金200万円の予算補正のご質問でありましたけども、補助制度がはじまったのは、平成23年度から30年度までで8年間経過しております。30年度で一度一区切りつけて、それ以降引き続き需要があるかどうかということで見極めて、引き続きあるということで元年度はじまりました。それから過去にやった分も今回はもう1回リセットして過去にやった方も対象ということでスタートしました。当初では400万円あればいけるだろうということでの予算組みだったと思うんですけども、リセットかけたこともありまして、今、余湖議員言われたとおり、今回、政策予算でしたので、7月1日から商工会の方で申し込み取りますと10日ぐらいですかで36件540万円ぐらいの要望があったところです。で、400万円の予算の中でやるということで商工会では抽選ということでやって、結果的に26件400万円の住環境リフォームの補助となったんですけども、リセットかけて非常に要望が多かったということで、10日足らずで予算をこう消化してしまっ、不公平感も出るのではないかとということで、残りの10件140万円ですけども、これも含めて補正予算しようということで決定しています。で、その分と200万円と差があるんですけども、これにつきましては、抽選に漏れた方もそうですし、何日間か違いで結果的にもうはじまってすぐにありませんということでは、ちょっと不公平だということで、今後

もやると見込みも商工会の方で調査して200万円で要請が上がってきて、今回200万円の補正予算を提案させていただいたというのが経過となっております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三議員。

○8番（余湖龍三君） すいません、2回目なのでお願いします。これ私もちょっと関係だったんで、執拗に聞いたこともありますけども、補正はするんですかと、まあ補正はしないと。これは最初から予算組みをした時から、そういう話だったと思います。補正はしないと町長の口からもあったんじゃないかと思うんですよね、それで補正はしないから、だから抽選だということで抽選したんだと思うんですよね、それで現実、確かにこの140万円足りないのは、その時点で実際にそういうことだったんですから、その時に判断しないと、これを抽選してしまって、終わってしまって、じゃあ残り140万円の方がいたんで140万円の方に申し訳ないというか、せっかくだから140万円つけるという補正ならまだわかるんですよ、だけどこれ200万円にしちゃうと、じゃ期間が決めてあって、その中で一生懸命頑張ってみ積もりを出して業者と話を進めていった人以外もまたこれ残りの60万円に対して、声を出すんですよね、それできっと公募はまたするんですよねきっと。これ金額変わるんですから、これまたこれから公募するんですよ、60万円分にするのか、200万円分にするのかわからないですけど、そこら辺のところがね、ちょっとおかしい、漠然とおかしいんじゃないかなと思うんですよね、これ、だから少なくとも140万円だけで終わってしまうのか、これ200万円にしたことによって、金額が多くなったからいいっていう問題じゃないと思うんですよね、そこら辺のところをちょっともう一度どういう考えなのかをお聞きして、2回しか質問できないんで、後は賛否おしませんが、そこら辺のこの、そしてまたさらに言えば、これは商工会からのそういう見込みがあるからもっと増やしてくれと言われたことが通ったのか、それともか担当としてね、責任を感じたのか、役場として拾い上げようと思ったのか、もうそこら辺、本当にね、これはね、なかなか金を出していいことなんですけど、ちょっと後付けすぎて私としては納得ができない場面がありますんで、よろしくをお願いします。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 抽選に外れた方の140万円以外で60万円ということですけども、当初というか、毎年そうなんですけども、毎年ずっとこうサイクルでやっているということで、27年か8年ぐらいから、この400万円で予算計上しております。で、おそらく年度途中でなくなっている。そこでできなかった方については翌年度ということで要望上げてもらったりしてるんですけども、全部希望聞いてたら、こう際限なく予算計上しなきゃならないんで、一定のところで区切って400万円ということで、ここ27年か28年だったと思うんですけど、進めております。で今回もリセットはかかっているけども、400万円で足りるだろうということで、抽選はするということでは聞いていたんですけども、いつもどおり翌年度にこう要望上げてもらうということでは進めてたんですけども、今回7月に骨格予算で7月に上げて、その10日足らずでなくなって商工会でもこれはちょっと少ないということでの要望が上がってきて、残りのその10件140万円、それからさらに抽選漏れた方は7月1日から10日までの申し込みだったんですけど、その例えばすぐにきた時に、それは1日違いでこうできなかったりすることも、ということにもならないということで商工会の方で今年やるであろうの聞き取りし

てもらって200万円ということで補正予算させていただいているとでございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田です。ちょっと確認になるかと思いますが、今の件で、そうすると抽選に漏れた140万円相当の約10件の方はもう無条件で拾うと、救うと。して60万円も商工会の何か感触では希望があるようだ。あるみたいだと裏付けがあつての200万円だということでよろしいか。というと逆言うと新しい人が入る余地がないということではないですか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 抽選に外れた140万円については、申し込みが7月1日から受け付けということなんで、そこからスタートしますんで、その方たちはまず優先的になると思います。で、その残りの60万円ですけども、それも商工会でこれぐらいということで聞き取り調査とかもしてもらってるんですけども、それも申し込みの始まった順からということでは商工会で受けることになりますので、60万円まで達したらそこで終わりということになります。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 4ページの総務管理費の中に負担金、補助及び交付金、これ町長の外遊っていう説明があつたんですが、具体的にどこの国にどういう目的で何日ぐらいの行程で行かれるのか伺います。海外出張、視察。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま4ページ、2款、1項、1目、総務一般管理事業の負担金、補助及び交付金の北海道町村会負担金、32万9千円の外遊ではないんですけども、北海道町村会海外行政視察ということで、平成30年に制度ができて、たまたま去年は地震の胆振東部の地震の関係で行けなかったということで、今年、菊池町長がオホーツク町村会から推薦を受けて出るということでございます。外国の部分につきましては、デンマークとリトアニアで10月6日から10月13日の8日間でございます。それと主な議題としましては、議題というか視察の内容としましては、デンマークでは再生エネルギーの町の活用についての事業展開の視察を行うと。それとリトアニアにつきましては、命のビザというか、杉原千畝^{ちうね}領事館が滞在というか領事館だったカウナスという市に入りまして、そこで各出席の町のまちづくりの紹介と向こうの自治体との交流のきっかけ作りを行うということで、今回事業計上をさせていただきます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

谷口議員。

○4番（谷口武彦君） 4番、谷口です。先ほどありました住環境リフォーム促進事業の200万円ということで、私、前回の定例会で質問した時にはもう補正はないという、はっきり言われたんですが、今回あつたということで、商工会の立場としては大変ありがたい話でございますが、23年からはじまりまして、平成24年の時には、もう2回、2年目の事業で定着したというがあり900万円何がしのリフォーム事業が行われているのが現実だったはずなんです。で、今年600万円、200万円入れて600万円ですが、今

の時期になりますと、もう業者さんが多分雪降る前にはできないというところが多分多いと思うんです。それで今回の場合、もし140万円のいた人が、それもできないということになると来年にずれ込むのではないかとということもありますので、400万円、また来年も400万円の予算だとは思いますが、商工会から要望が600万円であるのか800万円であるかわからないんですが、これを含めて、来年度はこの予算の補正は200万円つくのか600万円で行くのかちょっとわかりませんが、そういうことも含めて考えていらっしゃるのかなということと、また、店舗出店等支援事業で300万円ついておりますが、ちょっと噂でいろいろ聞いたこともあるのですが、ここで言える範囲でどんな方がどんなことを始めるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 住環境リフォームの来年度以降ですけれども、今年おそらくですけど、もう9月に今なってきた募集かけるとなると、これ以降になるんで10月近くになってしまうんで、工事できないということで、先ほど漏れたという140万円の中の人で辞退する方もいらっしゃると思うんですけども、商工会の方では、それも含めての200万円ということで、要請上がってきておりましたので予算計上を、今回補正予算を計上をさせていただいたところです。来年度以降については、また商工会とも話しまして、協議しまして、予算を決めていきたいと思っております。

それから店舗出店等支援事業補助金ですけれども、300万円計上しておりますけれども、これは毎年度1件300万円の計上で、既に1件300万円もう出ていますので、新規の分で上げさせてもらっているんですけども、どこまで言っているのかかわかんないんですけど、日出町の方で自宅を改造して自宅を直してお菓子工場を作るということで申請が上がってきております。事業費で3分の2補助になりますんで300万円の、1件300万円の計上とさせていただきます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

山田議員。

○7番（山田日出夫君） 2回目です。一般管理費の町村会負担金の町長の海外研修のことでちょっとお伺いします。かなりの情報を今、答弁でお聞きしましたけれども、オホーツク町村会の推薦ということですから、各地区の町村会で一定の方が出られるのかなという、その辺のことをお聞きしたいのと、ちょっと意外な国の名前も聞いて、少し驚いたんですけども、国情も社会制度も違う外国、杉原千畝領事の話なんかを聞くとちょっと逆に違和感を増しましたけれども、国内の研修で足りないのかというよりも、むしろ日本国内の先進地視察の方がずっと値あると思いますけれども、どうなのかなということと、どのような経過で町長が推せんされたのか、三つ教えてください。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま3点、ご質問いただきました。

まず、町村長の部分でございます。実施要項については、14名以内ということでございます。今回は首長が白糠町からはじまりまして、余市、鶴川、訓子府ほかで10名、して事務局3名ということで13名の部分で出ていくということでございます。

それと2点目についてでございますけれども、本年も国内研修につきましては、本年も全国町村会の後に、こちらはオホーツク町村会の方で別途終わった後に視察の研修が入ると

いうことでございます。

そういった意味では、30年度に町村会で推薦というか要項を策定して、広い見識を持った中で町村長が国内のみならず諸外国における行政、産業、生活環境等の事情を現地調査する機会を提供するという形で要項を定めておりますので、そういった意味では、今回、オホーツク町村会において、菊池訓子府町長が推薦をされたということでございますので、経過としては、そのような経過でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 5ページの農林水産業費の農業費の中で農業振興事業の8千円、償還金、利子および割引料、これ宅地転用になった農地転用のための返還額ということなんですが、これは補助事業で何かをやった土地の転用の分の返還なのか、この詳細ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（大里孝生君） こちらの事業は国の補助事業で、担い手農家に農地を集めるという機構集積協力金という補助事業をやったことで起こる中身です。して、簡単に申し上げますと、土地の出し手の方とそれを仲介する北海道の農業公社というところがあります。で、その出し手の方がどの方に貸してもいいから、それを白紙委任といいますけども、貸し手を探してくださいと。土地を受けてくれる方を探してくださいと。で、事業としましては、土地を出した方に対して、反当たり2万円を補助金として交付するというので、今回の方は平成27年度に土地の出し手となって、この集積協力金を受け取ったと。そこの部分の土地に出し手の方の後継者の住宅を今回建てたいということで、もちろん今使われている土地の貸し手の方と協議した上で、そこの部分だけをちょっと除いていいよねってな中身になります。そしたらそこには国庫補助金が投下されてる訳ですから、もちろんそこの住宅転用の部分は返しなさいということで、この金額を計上しております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようなので、議案第44号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論に当たっては、議案番号を指定してから討論を願います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の議案第46号、議案第44号の採決を行います。

討論のなかった案件については、一括採決といたします。

議案第46号、議案第44号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号、議案第44号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第45号、議案第47号、議案第48号

○議長（須河 徹君） これより、提案理由の説明が終わっております議案第45号、議案第47号、議案第48号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第45号の質疑を行います。議案書6ページ。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。これより、議案第45号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号の質疑を行います。議案書37ページ。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

山田日出夫議員。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田です。この議案、私としては何点か聞きたいことがあります。まずこの協定書でありますけども、全員協議会で示されて渡されてから何度か読ませていただきましたけども、この形式というか、この内容には準則があったのか、これ訓子府町の企画の課長がこれ考えた訳ではないんでないかなと私は思うんですけども、そのことが1点、それと第1条、目的のところ、何度も読んでみました。どうもわからないけど、中心市宣言をした甲、北見市ですね、宣言に賛同した乙、訓子府町、ほかの町、相互に役割を分担し連携を図りながら圏域について言っちゃってますけども、圏域の定義が後段の2条にある訳ですね、甲と乙が一緒になって圏域を作るといようなことを書いてある。それで圏域に必要な都市機能および生活機能確保するためにやるんだということがここでも明記されているんですよ、圏域は1市4町ですよ、に必要な都市機能、ここ圏域機能でないですか、都市機能、訓子府町を都市って言います、言わないと思いますよ、だから個々の都市機能ということは北見の機能という意味ですよ、これ法令に詳しい人だったら、そのように読むと思います。私はここでもいきなりあれっと思いました。町長がウインウインの関係で、この協定を結ぶんだと。そして別表いつてみてください。41ページ以降の、甲の役割、乙の役割ってずっと羅列してますけども、文は一緒に主語が乙と甲に替わっているだけなんです。これどんな役割をするのかな。そして先ほど私が首を傾げた都市機能に戻る訳です。結局は北見のウインになっちゃうんです、これだと。これを読めばですよ、いくら町長がウインウインだって言ったって、この文章を素直に読んだら必要な都市機能は北見の機能なんです。して、役割をみたら、甲と乙が入れ替わって

いるだけ。これ国が作ったのかな、この準則ね、非常に疑義があります。それでここにある都市機能を北見の機能と私、へそ曲がりを読むと、それぞれの別表にある役割の医療だとか福祉だとか消費、経済、交通、人口、定住、エトセトラは北見が大体施設も作る、中心的な役割を果たす、して、服属的、服属って言いたくないけども、従的な関係で、一部北見の都市機能を利用することもあるでしょう、活用することもあるけども、全体的にはウインウインにならないのがこの文言で既に明らかでないのかなと。その先には私は合併を何度も危惧していますから、この協定については。町長はそんなことはないって言うけど、町長と僕はその点では非合併論者だと思うから一致すると思うけど、精神と文言が不一致だということについて、すごく心配しております。ご答弁をお願いいたします。精神論でないご答弁をお願いします。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） まず1点目のですね、準則があったかどうかということなんですけれども、これはですね、準則といいますか、ここで、1条で示してありますですね、この要綱ですね、定住自立圏構想推進要綱、こちらの中で協定の中身がこういうものになるようにということがベースになっていて、それを基に作成していると。北見とこちらにも事前に示してもらっていますけれども、そういった中で作られています。

それと2点目のですね、この都市機能という文言をちょっとおかしいのではないかとということなんですけれども、中心地宣言をした北見市を中心として、何か中心が重なっちゃいますけど、そこの都市機能を圏域で全体で活用といいますか、周辺の町も含めて活用しながら圏域全体として都市機能を維持していこうといった精神があるものですから、こういった文言の表記になっているということでございます。

それと合併の何て言うんでしょうか、前段になっているのではないかとといったご心配、もちろんこの制度をみるとそういう誤解というか、誤解っていうんじゃない、そういう捉え方というのできない訳ではないと思いますが、それぞれの地方自治体、住民自治、団体自治ございますので、そこのところですね、きちんと住民の方と合意形成を図りながらですね、これとは別に自治を守っていくんだといったことを形成していつて守るといことも原則になるのではないかなと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

ご質疑。

山田日出夫議員。

○7番（山田日出夫君） 今、担当課長が非常に真摯なご答弁というか、解釈も含めて、^{ひれき}披歴されたと思います。準則っていうんです。ほかのところで作ったものは準則、北見市が作ったと。やも得ない、それはやも得ないと思います。

それと都市機能は課長の話ではやっぱり北見市の機能だと。それを圏域全体でうまく活用していくという意味だよと。そういう点では私の解釈も一致しております。

ただ、北見を中心にとすることは、やはり施設でも何でも北見に集約していくという、これ国が進めている制度ですから、そういう、そこがみえるんですよ、先ほど言った医療はじめ、人口、定住、交通、いろんな消費も含めて訓子府に何かをこう機能を持ってきて北見が利用するなんてことはないですよ、絶対ありえません。北見にものを作ったり、組織を作って、そこに訓子府、ほかの町がぶら下がる訳ですよ、はっきり言って。だから、今、課長が三つ目で踏み込んだご答弁されたなと思って感心したんだけど、住民自治という言葉も使いながら、その視点に立って、極力有効にこの協定を活用していきたいという心意気が示されましたので、私はそれを聞いたかった面もあるし、そうしていくのが本当だと強く思っています。それでも北見中心になるだろうという心配をしている訳で、この辺の調整をするのは、首長である菊池町長でありますので、私が盛んに心配している合併にもつながること、それと北見のウインが偏るんでないかということも含めて、留意されることがあれば町長の口からお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、山田議員からご指摘のとおりこの定住自立圏形成協定っていうのは、内閣府が率先して進める。そしてさっき工藤議員からの質問にもありましたように圏域構想に将来的に結び付けていきたいというのは国の考え方は明らかであります。しかし、全国がこういう定住自立圏の状況を見てると、私の知る範囲では長野県をはじめとしてですね、そうであっても中身は違くと。やっぱお互いのウインウインの環境をどうやって作っていくのかということが実際的にはもう始まっていると、うちはまあ北海道で一番遅いところですから、だから山田議員が言うように、そういうことになってはいけなし、させてはいけない。これは1市4町の辻市長もはじめ、4町の町村長が共通した考え方ですので、これからいろんな国やそんなところからも意見が出てくるかもしれませんが、そこは主張していきたい。

それともう1点、これ大事なことね、協定の中身もさることながら、これからいろんな実践項目やらパブリックコメント求めるだけでなく、議会の議決を求めるんですよ、だからここが大事だって気していますので、おそらくこの議会で3町の議会で議論されていると思いますけども、今言ったことを遵守しながら前に進めていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 1点だけ、10番、西山です。41ページから生活機能の強化に係る政策分野が示されておりますが、こういう分野に分かれて各協定の関わる、何て言うんですか、協議するのは年間にどれぐらいの回数で行われるのか、計画的なものを教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 共生ビジョンというものを作りまして、具体的にはこの中身を推進していく格好になるのですけれども、実際この主催するといいますが、事務局になっているのが北見市の方になります。そちらで聞いているのはですね、年1回か2回になるかと思いますが、住民のそれぞれの町の代表の方が集まって協議していくというふうに聞いております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ございませんか。

河端議員。

○5番（河端芳恵君） 内容は大体わかりましたが、ちょっと気になるのが47ページの圏域内市町の職員等の交流、これ合同研修会という部分は理解できるんですけど、その下に人事交流、総合派遣研修、これをどの程度の内容なのか、例えば今、津野町と訓子府やっていますが、どういうあたりを想定しているのか伺います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今の人事交流の関係については、総務の分会で協議をさせていただきました。基本的には現段階の協議では具体的な、今言われた相互派遣とかですね、完全な何年かにわたって交流するとかですね、そういった部分というのはまだ出されてなくて、基本的にはこういう形の交流が必要ではないかというところの書き込みだということでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより、議案第47号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

ありませんか

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより、議案第48号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第12号

○議長（須河 徹君） 次に、追加日程第1、報告第12号 専決処分の報告についてを議題とします。議案書75ページです。

提出者からの報告を求めます。

建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 議案書の75ページ、報告第12号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

記としまして、次のページの専決処分書をご覧いただきたいと思います。

本件につきましては、町道における物損事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、50万円以下の軽易なものにつき、専決処分を行ったものであります。

1の事故発生日時につきましては、平成31年3月30日、土曜日の午後7時頃であります。

2の事故発生場所につきましては、訓子府町字福野284番地29地先の町道西17号線であります。

3の相手方につきましては、議案書記載のとおりでございます。

4の事故の概要につきましては、上記の日時、場所において、相手方が運転する車両が、道道置戸福野北見線から、町道西17号線を日出市街地方面へ走行中、豊田橋、これは訓子府川にかかる橋でございますが、この豊田橋から約10m地点の舗装路面上の穴（深さ約10cm、直径約50cm）、この穴にタイヤが落ち、タイヤおよびホイール1本を損傷した物損事故であります。

5の和解の要旨でございますが、この事故に関し、町と相手側の過失割合をそれぞれ50%とし、町の過失割合分を損害賠償することで和解したものであります。

6の損害賠償額につきましては9,396円でございます。

なお、損害賠償額につきましては、町が加入しております保険により全額支払うこととなっております。

今回の事故に関しましては、道路の凍結融解に伴う道路損傷によるものでありまして、積雪寒冷地帯において発生しやすい事例であります。このような事故を未然に防止するよう、今後さらに道路パトロールの充実や、早期の補修等を進めてまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、町道における物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について、報告させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上で本報告を終わります。

◎追加日程の議決

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

ただいま、工藤弘喜君ほか4名から、意見書案第3号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める要望意見書、同じく工藤弘喜君ほか4名から、意見書案第4号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める要望意見書および余湖龍三君ほか4名から意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求

める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4とし、ただちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よってこの際、意見書案第3号、意見書案第4号、意見書案第5号を日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4として、ただちに議題とすることに決定いたしました。

ここで意見書の配付の関係から暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時 8分

再開 午後 4時 9分

○議長(須河 徹君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎意見書案第3号

○議長(須河 徹君) これより追加日程第2、意見書案第3号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

工藤弘喜君。

○3番(工藤弘喜君) ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第3号について、ご説明をいたします。

意見書案第3号

看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和元年9月11日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

提出者	訓子府町議会議員	工藤弘喜
	〃	谷口武彦
	〃	須河徹
	〃	泉愉美
	〃	河端芳恵

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月11日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須河 徹

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様
財 務 大 臣 様
文部科学大臣 様
総 務 大 臣 様
以上でございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いをいたします。
以上です。

- 議長（須河 徹君） これより質疑を行います。
質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。
ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

- 議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

- 議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第3号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- 議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。
よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号

- 議長（須河 徹君） これより、追加日程第3、意見書案第4号を議題といたします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。

工藤議員。

- 3番（工藤弘喜君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第4号
について、ご説明をいたします。

意見書案第4号

介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出す
る。

令和元年9月11日

訓子府町議会議長 須 河 徹 様

提出者	訓子府町議会議員	工 藤 弘 喜
	〃	谷 口 武 彦
	〃	須 河 徹
	〃	泉 愉 美
	〃	河 端 芳 恵

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月11日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須 河 徹

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

財 務 大 臣 様

文部科学大臣 様

総 務 大 臣 様

以上でございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

以上です。

○議長(須河 徹君) これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号

○議長(須河 徹君) これより、追加日程第4、意見書案第5号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

余湖龍三君。

○8番(余湖龍三君) ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第5号について、ご説明をいたします。

意見書案第5号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和元年9月11日

訓子府町議会議長 須 河 徹 様

提出者 訓子府町議会議員 余 湖 龍 三
〃 仁 木 義 人
〃 西 森 信 夫
〃 山 田 日出夫
〃 西 山 由美子

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月11日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須 河 徹

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様
文部科学大臣 様
農林水産大臣 様
経済産業大臣 様
国土交通大臣 様
環境大臣 様
復興大臣 様
以上でございます。

ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長(須河 徹君) これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（須河 徹君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（須河 徹君） これにて、令和元年第3回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時24分